

令和7年第4回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

令和7年12月3日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	10番 黒木一君
11番 藤江徹君	12番 稲吉照夫君	13番 笹野康男君
14番 丸山千代子君	15番 都築幸夫君	16番 廣野房男君

欠席議員（1名）

9番 鈴木久夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君	企画部長 内田守君
総務部長 菅沼秀浩君	参事（税務担当） 稲熊公孝君
危機管理監 長谷優一郎君	住民こども部長 三浦正義君
健康福祉部長 谷川啓君	参事（健康保健担当） 相川美代子君
環境経済部長 大熊隆之君	建設部長 鳥居靖久君
上下水道部長 齋藤啓一君	消防長 山本秀幸君
教育部長 山本晴彦君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局長 岩瀬仁史君

○議長（廣野房男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまです。

お諮りします。

本日、議場において、議会だより用の写真撮影をするため、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（廣野房男君） 異議なしと認めます。

したがって、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定しました。

写真撮影は質問者を随時撮りますので、よろしくお願いします。

次に、御報告いたします。9番、鈴木久夫議員は、疾病のため、本日の会議を欠席する届出がありましたので御報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

日程第1

○議長（廣野房男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、田境毅議員及び8番、石原昇議員を指名します。

日程第2

○議長（廣野房男君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定によって、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

初めに、2番、吉本智明議員の質問を許します。

2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って順次質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問として、学校トイレの洋式化について質問させていただきます。

この質問につきましては、令和6年第3回定例会において私は質問を行いましたが、なかなか進んでないようでございますので、その後の状況を確認をさせていただきたいと思います。

学校環境の整備につきましては、年々上昇する夏場の35度を超えるような猛暑に対応するために、令和元年度より普通教室、続いて特別教室など順次エアコン設置に取り組んでいただきました。令和6年度には中学校3校の体育館に集中してエアコン設置、

そして、本年度につきましては2回に分けた工事発注ではございますが、小学校6校への体育館のエアコン設置を今現在取り組んでいただいているところでございます。これで小中学校9校のエアコンは、中学校の武道館を除き全て空調が完備した状況ではないかと思います。

次に望まれるのは、長年の懸案事項で整備が進まないトイレの洋式化ではないでしょうか。本町の学校トイレ洋式化につきましては、平成14年頃から毎年少しずつ洋式化に取り組み、町内小中学校への整備が一巡したところと私は認識しております。前回質問で、各学校の整備率を確認した際には、中央小学校の34%から南部中学校の97%までばらつきはありましたが、多くの学校の整備率は50%前後にとどまっていたと思います。

実際に子どもたちの生活環境を見ますと、一般住宅のトイレはほぼ100%洋式便器であると思います。子どもたちが普段の生活の中で、ショッピングやレジャーなど様々な場面で体験するトイレについてはほぼ洋式ではないでしょうか。ところが、学校環境はどうであるかと言いますと、子どもたちは口々に学校へ来て初めて和式便器を見た。どうやって使うの、怖いからまたげない、汚いから使いたくないなど、多くの子どもたちが使用を拒んでいると聞きます。そこで、前回の質問からの状況変化について質問をしてみたいです。

近隣市における学校トイレ洋式化の現状につきまして、令和5年9月からの整備状況の変化はありましたでしょうか、お聞きします。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 令和7年4月1日現在の近隣市の小中学校校舎、体育館、屋外トイレ等全体でのトイレの洋式化の状況につきまして御報告いたします。なお、令和5年9月から令和7年4月にどうなったかという順番で説明をさせていただきます。

岡崎市、56.5%から59.6%。碧南市、55.7%から62.5%。刈谷市、66.7%から69.4%。豊田市、68.2%から72.8%。安城市、61.8%から66.9%。西尾市、78.2%から78.8%。蒲郡市は令和5年から100%の状態です。知立市、64.4%から67.3%。高浜市、54.9%から68.2%になっております。整備が進んでいる状況を確認しております。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） ただいま回答のありましたように、近隣自治体につきましては、本町と同じように学校へのエアコン整備を行いながら、少しずつトイレの洋式化を行っているというふうに感じました。それで、本町の学校トイレの洋式化の現状について、今現在、令和6年9月からの進捗、どのようになっているのか、変化はあったのか、お聞かせください。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 昨年度につきましては、荻谷小学校職員トイレ、体育館トイレ、深溝小学校の職員トイレ、体育館トイレ、それと、豊坂小学校体育館トイレの洋式化に取り組み、全町の学校全体の洋式化率は、昨年度57.7%から59.8%、プラス2.1%になっております。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） ただいまお答えのあった職員トイレ、それから避難所でもあります体育館へのトイレの整備、こういったものはやっぱり学校環境の中で職員トイレの整備は遅れていったのは私も承知しております。こういったことをやっていただけるというのはありがたいことですが、校舎のトイレには全く手がつけられてないということがうかがわれます。そうした中で、この古い校舎のトイレの現状、恐らく令和6年9月の整備状況から全く変わってないのかなと推察されますけれども、一応確認をさせていただきます。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 古い校舎の児童生徒用トイレにつきましては、改修工事を行っておりませんので整備状況については変わってございません。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 近隣自治体を見ても何らかの形で前へ進められてるようでございますが、本町にあっては校舎のトイレについては全く進められてないというようなとても残念な結果でございます。

この古いトイレの整備率は大体50%以下の学校が3校あったと記憶しております。幸田小、中央小が特に低かったというふうに記憶しておりますが、整備に要する予算が確保し難いとは思いますが、子どもたちは依然不自由な環境でこの勉強を行っているわけでございます。近年は教室、体育館の空調整備に集中的に力を入れていただいて学校環境すごくよくなったのは感謝しております。今この空調整備が一段落した今こそ、洋式のトイレを進めていく時期ではないかと思います。使われない和式トイレはどれだけ数があっても全く役に立ちません。今後のトイレ洋式化に向けての整備方針はどのようにお考えなのか、整備期間、整備費用など、どう考えてらっしゃるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 国の補助金を活用しながら、小学校の本校舎及び特別棟の児童用トイレの整備を進めたいと考えております。来年度から設計業務に取りかかるよう予算要望を現在行っているところでございます。

現在把握している国の補助金につきましては、文部科学省の学校整備環境改善交付金の大規模改造、質的整備の事業となります。補助率は3分の1ですが、不交付団体につきましては7分の2となりますので、設計業務により施工方法、工事期間等を検討することになりますが、令和8年度、2校の設計を実施し、令和9年度から3か年かけて6小学校の整備を進める計画としております。整備の際には洋式化に併せ、トイレの乾式化及び配管の長寿命化も行いたいと考えており、学校の規模により異なりますが、1校当たり約1億円前後の工事費用を見込んでいただいております。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 順次進めていただけるということは理解できます。

残念ながら不交付団体である本町につきましては、国の補助率も低く抑えられるというようなことで、1校当たり1億円を超える整備がかかるという試算をしておられるよ

うでございます。そういったことは理解しました。

しかし、この現状のトイレの整備でよいわけがないと思います。古い校舎のトイレは、総じて湿式のじめじめしたトイレであると思います。改修に当たって、先ほど部長の答弁の中で、改修に併せ乾式化の取組をと言っておられます。このじめじめした古い和式トイレは大腸菌など繁殖して、感染症などの予防の観点からも非常によろしくないと思いますので、従来の和式トイレから乾式化された洋式化、洋式のトイレへの改修が急務であると思います。和式トイレを残すことは、子どもたちの感染症リスクを増大するのみで、何もいいことはありません。ぜひとも学校トイレ洋式化と同時に乾式化、これを積極的に進めていただき、もう既に洋式になっているところについても湿式の状態があるならば乾式化にまた再改修するとか、様々な面で総じて洋式化の乾式化というものに取り組んでいただきたいと思います。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 近年の増築等によるトイレの設置やトイレ洋式化改修工事の際には、洋式化に併せて乾式化も実施しております。今後につきましても同様に、洋式化に併せて乾式化も実施する予定としております。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 乾式化をどんどん進めていただけるということで、ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

ただ、先ほどこの前の答弁の中で、令和8年度より1年間で2校の設計、それから令和9年度より3か年かけて小学校6校の整備を進めると回答されておりますが、この現状のまだ和式湿式のトイレの残った状態で、ずっと、ここで向こう4年間、一番最後の学校が整備されるまでかかるわけです。そういった間、子どもたちは感染症のリスクにさらされるわけです。そういったことを考えると、やはりこの計画については前倒しをして、早急に進めていただくわけにはいかないでしょうか。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） トイレの洋式化乾式化につきましては、授業を行いながら1年かけて工事など様々な検討、準備を行う必要がございます。しかしながら、洋式トイレに並ぶことがあるとも聞いておりますので、最優先項目の1つでありますので、国の補助金や起債などの活用により、来年度から令和11年度までに、6校の洋式化率等100%の実施をまず目指しておりますが、議員おっしゃいますとおり、新たな補助メニュー等を把握するなど、現計画よりも少しでも早期に洋式化、乾式化工事が実施できるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 財政が厳しい中、1校当たり1億円はかかるということで、多額の費用を要することは理解できますが、皆さんの知恵を絞っていただき、将来の幸田町を担う子どもたちの健康維持のためにも、汗を流してしっかりと対応していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

新博物館の建設について今から質問してまいります。

幸田町郷土資料館は1977年に深溝に木造平家建て264平方メートルの建物で開館し、屋外には自衛隊から借用したF86F戦闘機、H13ヘリコプター、KM2練習機、この練習機は現在返却済みです。105ミリりゅう弾砲など、実際に展示物に触ることができるような状態であるというのも大変当時としては珍しいことだったと思います。しかし、開館から約50年を経過し、施設も老朽化してきて、近隣の自治体の資料館、博物館と比べるとかなり見劣りがするようになってきていると思います。そうした中でも、本町にとって資料館は、子どもたちの歴史教育の場であり、一般の住民に対しては、町の歴史、文化や地域の魅力発信の場として少なからず機能しているのではないかと思います。幸田町の現状の施設ではいささか恥ずかしいように感じます。

まず初めに、資料館の成り立ち、現状の問題点について教えてください。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 議員が説明のとおり、現在の幸田町郷土資料館はですね、もともと廃材を使用した建物で、歴史資料の展示を目的に建てられた開館から50年目を迎えようとしている施設でございます。資料の増加に伴う収蔵施設の不足、施設の老朽化、狭小化、資料の十分な保存環境、望ましい展示環境の確保が難しいなど問題がございます。

幸田町の歴史、文化は将来像の実現において重視すべき要素でありますので、様々な取組の拠点として、町立博物館建物の検討に入ったものであります。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 現状の資料館については十分な保存環境並びに望ましい展示環境の確保が難しいというところでございます。それで、新博物館建設に向けて今この検討に入ったということですので、町として今までどのように進めてきたのか、御説明願います。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 令和3年に第1回目の有識者会議を開催して以降、12回の会議を開催しながら、本町に必要と思われる博物館の内容を検討し、令和5年度には基本構想、令和6年度に基本計画を策定いたしました。基本計画策定時にはワークショップで町民の御意見をいただき、広報こうたに基本構想で提示いたしました新博物館の核となる文化財についても紹介してまいりました。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 昨年までに幸田町郷土博物館基本構想、それから幸田町新博物館基本計画と進めてきたことは一応私としては承知しておりますが、しかし、本年度予算を見ますと、新博物館関連の予算は載ってないですし、一体今何を進めているのかなというところがとても疑問に思います。ちょっと御説明願います。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 本年度につきましては、博物館建設に関する事業は大きく進めておりません。現在行っていることといたしましては、ソフト面を充実させるために、地域文化財の実態把握作業を進めております。その1つとして、青塚古墳の発掘調査を行っております。修理のための情報収集とともに、博物館の最重要コンテンツである青

塚古墳は正当な評価を得るためのものであります。そのほかには、地域文化財の全体把握を目指すものとして、昨年度から再開いたしました文化財ウォーキングがございます。これらの情報は、新博物館の展示構成に必要な情報になると考えております。

これらの情報は、新しい幸田町史を編さんするときの資料としていずれも必要になるもので、今はそれら資料の収集に力を入れているところでございます。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） この停滞しているということでございますが、様々な調査を進めていただいているということは分かりました。

町史においても本編が非常に古く、もう在庫もなく、新町史の編さんが望まれるのは前々から言われておったことです。この域にデータの収集等、しっかりしていただく中でこの対応していただけるとありがたいと思います。

この今現在障害となっているこの建設費があると思います。この建設費が足りないという中で、今後どう進めていくのか、今、所管としての思いをお願いします。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 基本計画の策定時に算出いたしました概算建設費用、設計、建設にかかる費用が膨大な額であることから、まずは建設に向けた資金をどのように確保するのか、その見通しを検討していきたいと考えております。当面はワークショップの開催や文化財ウォーキング等により、新博物館建設に向けての啓蒙活動を今現在は継続したいと考えているところでございます。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） この基本計画を定めた時点でハピネス・ヒルの敷地内に建設するということは決まっている中で、この建設費用を概算を出していくということをやられてると思いますが、この資金が問題になると言われましたが、町としてビッグプロジェクトを進めるわけでございますので、しっかりとこの幸田町の身の丈に合った計画をもって進めなければいけないと思います。このしっかりとした身の丈に合ったというのは大きな都市のものをまねしようと思っても無理な話だと思いますので、幸田町で最適な規模というところをしっかりと把握する中で、障害となっている資金計画、こういったものを今後どのようにしていきたいと考えているのか、ちょっと考えを教えてください。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 基本計画を策定した令和6年度時点よりも建設費用はさらに高騰することが予想されます。国からの補助金を活用することが建設するには必要と考えておりますが、現在の基本計画どおりに実現するには、博物館建設に係る直接的な補助金はなく、博物館にどのような機能、設備を付随するかによって補助金の対象とする検討が必要と考えております。例えば国土交通省では、災害時の住民等の緊急避難施設で対象経費の2分の1の補助、環境省では、CO₂削減のための太陽光発電設備の設置や木材を使用することなどで対象経費の4分の1の補助、文化庁では、埋蔵文化財センターの機能を持つことで対象経費の2分の1の補助など、基本計画の段階では踏み込んでいない部分について、今後の計画におきましてはこれらのことも十分検討していかなければならないと思っております。他の自治体における補助金の活用状況などの調査をし

ていきたいと考えております。それでも多くの補助金は見込めない大型事業と考えておりますので、教育施設の整備基金の積立ても必要であるのかなと考えているところでございます。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 裕福な大きな都市が行う事業ではないので、この補助が望めるからといって、かえって費用負担が増大するような補助メニューは安易に飛びつくのはやめたいと思います。幸田町の身の丈に合った必要十分な規模の博物館にしたいと思います。町としては、ビッグプロジェクトを進めているわけですので、多くの補助が望めないならば、残りの単独財源をどうするかについて、先ほど教育施設整備基金の積立てが必要であると認識しておられるということでございます。今後のこの基金の積立て、どのように行っていくのか、どうお考えなのか、お聞かせください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 現状のですね、教育施設整備基金につきましては、令和7年9月の補正予算後の現在高は約4.8億円でございます。12月補正の予算後におきましても同額の見込みでございます。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 現在残高4.8億円と非常に乏しいなと。財調も総じて乏しいとは思いますが、ちょっと今後博物館以外にも教育施設整備基金を活用した総合体育館とか学校整備、ハピネスなど、そういったところにまだまだお金がかかると思いますので、今後の事業を見据えて基金、これじゃあちょっと足りないなと思います。基金の目標について定めて、目標までにどう積んでいくのか、そういったことをお考えになっていただきたいと思います。現状どうお考えなのか説明願います。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 町民会館等も含めまして、現在施設の修繕等は使用者の安全確保や利便性の向上を図ることなどを目的に緊急性もあることから、状況に応じてこの基金だけでなく起債も有効に活用していきたいと考えております。しかし、新たな建設事業となりますと、財政計画も考えながら進めていくこととなりますので、基金を積むことは必要なことであると認識はしております。今後の財政状況としては非常に厳しい状況にございますので、現状のところでのどのくらい積んでいけるかというところは今のところまだ未定でございます。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 財政が厳しい状況にあるからこそ、無駄を省き計画的に基金を積み立てるべきだと思います。財政部局を中心に、町全体の事業をよく見直して、無駄を省き、基金込みの総予算を立てるような、そういうようなことをしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 当初予算の作成におきまして、今後の建設事業等に対応すべくですね、計画的に特定目的基金に積むべきであると認識をしているところでございます。

現在、財政部局におきまして予算編成を行っておりますけれども、歳入歳出の乖離等もあり、当初予算におきましても特定目的基金に積み立てることができるかは現時点では不明確でございます。

今後におきましては、歳出の削減、国県の補助金の確保及びふるさと納税の歳入増額に努め、今後は区画整理事業、福祉医療施設等の大型事業も控えておりますので、その事業費に充てるための基金の積立て等も同様にですね、意識しながら予算編成に当たりたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 今回補正予算でもふるさと納税の額、上振れして増額していただいておりますので、今後こういったことを積極的に基金の積立てへ回すような努力をしていただきたいと思います。

最後の質問になります。自転車の交通安全対策についてお伺いします。

朝の学校見守りを行う中で、歩行者や自動車、自転車との関係で接触しそうな危ない場面をしばしば見かけることがございます。新年度になる令和8年4月1日から道路交通法の改正に伴い、自転車をはじめとする軽車両に対して、交通反則通告制度が始まると聞いていますが、この道路交通法の改正に伴い、自転車の運行はどう変わるのでしょうか。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 令和8年4月1日施行の道路交通法の改正については、自転車の基本ルールが変わるわけではございません。

今回の改正は、自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度などを導入するものでございます。16歳以上を対象に、いわゆる青切符による取締りを行う反則金制度が導入されて、対象となる違反行為で取締りを受けた場合には、反則金を納付することになります。

主な反則の対象となる内容につきましては、自転車を運転しながらの携帯電話の使用、並走、一時不停止、信号無視など約110項目の違反が青切符の対象となり、高いものでは1万2,000円の罰金が科せられます。酒酔い運転や妨害運転などの悪質な違反行為については、交通反則通告制度の対象外ではございますが、これまでとおり赤切符を切られ、刑事手続ということになります。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 自転車の運行ルールが変わるわけではなく、16歳以上、いわゆる高校生以上の年代の違反者に対する反則金制度が始まるということは分かりました。

それで、今回の改正では16歳未満の中学生の交通反則通告制度の対象とならないわけではございますが、この中学生が違反行為、こういったものを行った場合どのように取り扱われるのか教えてください。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 16歳未満については、交通反則通告制度の対象となりませんが、警察官が違反行為を認知した場合に、自転車の指導取締りの対象となり、現場において指導警告票を交付するなど、指導警告が行われます。また、14歳以上の方に

については、一定の危険な行為を過去3年以内に2回以上繰り返した場合には、自転車運転者講習の受講が命じられます。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 中学生以下については自転車指導取締りの対象となり、指導警告などが行われることが分かりました。

道路交通法の軽車両である自転車は、基本的に道路左側を通行するという認識でございますが、実際に自転車通学を行っている中学生、高校生を見ますと、歩道を走っている場合と車道を走っている場合ございます。自転車はどこを走るのが正しいのでしょうか。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 議員おっしゃるとおり、道路交通法上、自転車は軽車両となるため、歩道と車道の区分のあるところでは車道通行が原則となり、車道の左端を通行することとなっております。歩道に普通自転車歩道通行可の標識があるときや、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体が不自由な普通自転車を運転しているとき、このとき以外に車道や交通の状況から、安全を確保するためにやむを得ない場合、ここにつきましては歩道を通行することができるとされております。

やむを得ず歩道を通行する場合は、歩行者の通行の妨げにならないよう、車道寄りを徐行することとなっております。また、歩行者の通行を妨げるような行為、場合は、一時停止し、歩行者を優先するという必要がございます。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 分かりました。

それでは、北部中学校を例に取って言いますと、この北部中学校の通学路で歩道を自転車が通行できる普通自転車歩道通行可の歩道はどこにありますでしょうか。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 北部中学校の通学路の場合、国道248号、町道高力菱池1号線、幸田高校の北側の信号交差点から東部の信号交差点までのところの歩道については、普通自転車歩道通行可となっております。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） ただいま説明のありました国道248号、町道高力菱池1号線の2路線で自転車は歩道走行が可能ということでございます。それ以外の普通自転車歩道走行可の標識がない場合については、歩道があっても車道の左側通行となるのでしょうか。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 歩道に普通自転車歩道通行可の標識がない場合の自転車の走行につきましては、先ほど申し上げたとおり、原則車道の左側通行でお願いしたいと思います。やむを得ず歩道を走る際は、歩行者の妨げにならないように通行していただくということになります。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 分かりました、原則左側通行ということで。

朝の登校見守りを行う中で、中高生の自転車はこの2路線の歩道以外についても歩道

を走行しているのは確認しています。私の認識の中でも、中学校の自転車通学に対する指導は、歩道のあるところについては歩道を走るように。また、両側歩道のある道路では、左右どちらかの歩道を指定して走るといったような指導が行われていると聞きますが、改正法は現状の通学体制に対する影響、そういったものはありますでしょうか。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 現在の通学路につきましては、教諭や教育委員や教育委員会で安全を確認した上で定めております。歩道のある道路で自転車が歩道を通行している状況につきましては、自動車の交通量が多いことや、車道に幅がないことなどにより通行すると事故の危険性があると判断する場合に、自転車が歩道を通行することがやむを得ないものと判断して通行をしております。また、年3回から4回程度通学団会時に登下校時の様子についての振り返りと注意喚起をしております。自転車での登下校の様子について確認するとともに、随時指導が必要な場合は、全体や地区別に集団指導を行っております。令和8年4月からの道路交通法の一部改正や今回の改正も含め、16歳以上が自転車の違反対象になることも踏まえ、自転車通行時の交通ルールを守るよう、より注意喚起を図りたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 分かりました。

現状私が朝の通学見守りをしている中で、自転車が車道を走行し危ないと感じたことは多々ございます。子どもたちの安全を最優先に考え、やむを得ずの規定を採用され、指導を行っていることは分かりました。見守りの中で特に気になるのは、一時停止、左右前後の確認を怠っている子どもがちよくちよくいることです。ぜひとも事故のないように、交通ルールの徹底の指導をいま一度しっかり行い、悲しい事故に遭わないようにお願いします。

以前から道路の除草問題は度々指摘していますが、毎年夏場を中心に道路の草が繁茂し、自転車や歩行者の通行に支障を来しているところが多くあります。対策はどのように行っているのでしょうか。

○議長（廣野房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 道路における除草問題、繁茂による利用者への影響等につきましては、議員の言われるように、全町的に様々な道路の車道部、歩道部、そして路肩部等において、特に夏場を中心に毎年道路利用者や区長さんもはじめ、地域の皆様方から多くの御指摘、御要望等をいただいているところでございます。

実際の除草、草刈り作業につきましては、例年実施している箇所につきましては、毎年同じような時期に、本町管理の道路であれば土木課を所管として、直営作業、これ親切班による作業でありますけども、や、シルバー人材センターへの委託、また、状況により業者発注も含め対応しているところでございます。

同様に町内を走る県管理の国道、県道であれば愛知県にて、国直轄国道であれば、これ名豊道路でございますが、であれば国においてそれぞれ対応をいただいている状況であります。

具体的には本町では、特に夏場においては体調管理等を徹底した上で、親切作業員全

員、これ現況7名でありますけども、フル稼働して歩道部や通学路等を最優先に、集中して草刈り作業をしている状況でございます。

愛知県についても例年同じように利用者が多い歩道部を中心に、最低年1回は業者委託にて対応していただいているところでございます。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） ただいま部長の答弁にあったように、町道は比較的良好に管理されている道路が多いと思いますが、県管理の国道248号及び県道は、歩車道境界部に草が繁茂し、通行に支障のある区間が多く見受けられます。県は年1回の除草しか行わない。これ毎回言っても年1回しかやってくれません。それでは、草の伸びるスピードには勝てません。特にツタなどがつる性の植物、こういったものは、歩道全体を覆い尽くし通行できない場所があります。国道248号大草寺西から坂崎廣野間の歩道を通ったことがありますか。私はとても通れないと思いますが、ここを高校生の自転車は自転車で草をかき分け通行したり、それでも無理な場合は車道を走ってます。とても危険であると思います。通学路である歩車道境界付近の除草、これはしっかりと頻繁に行っていただきたいと思います。早急な対応をお願いします。

○議長（廣野房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 今議員が具体的に言っていた国道248号の大草から坂崎にかけての歩道部につきましては、全区間的には岡崎市内へ自転車通学をする高校生が利用し、坂崎の北部区間では、東側の歩道を小学生が通学路として登下校するなど、歩道の幅員が広くない割には、日々多くの子どもたちが利用している状況であり、私としても承知をしているところでございます。

現場における除草対策につきましては、例年、本町から管理者である県に対しまして、草刈りの要望を行い、それを受けて県において動いていただきましたが、特に今年度につきましては、年度当初早々に動いていただきましたので、夏以降再度の草刈り要望もお願いをしているところでございます。

本町においても、県においても、それぞれ担当レベルにおいては除草対応への必要性については十分に認識をしているものの、実際には十分対応できてないということで、大変申し訳なく思っているところでございます。

限られた予算の中で限られた対応になってしまうと思いますが、特に通学路や繁茂が激しい箇所等につきましては、県とも情報を共有しながら、子どもたちの日々の安全を確保するためにも、しっかり目を配っていきたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 町県が限られた予算の中で維持管理に努めていただいておりますことは十分理解しています。

しかし、年1回の草刈りでは、夏場はとてもしのげないと思います。

この子どもたちが安全に通行できるように、特に通学路の歩車道境界部の除草、これについては、除草回数の頻度を高めていただきたいと思います。愛知県に対しても、安全対策の観点から、しっかりと除草対策をしていただくよう、町からも強く要望をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（廣野房男君） 2 番、吉本智明議員の質問は終わりました。

ここで 10 分間の休憩とします。

休憩 午前 9 時 48 分

再開 午前 9 時 58 分

○議長（廣野房男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6 番、岩本知帆議員の質問を許します。

6 番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

初めに、日本版ネウボラを参考にした幸田町版ワンストップ子育て支援制度の構築について伺います。

少子化が進む中、妊娠期から子どもの成長・発達を一貫して切れ目なく支える包括的な支援体制の構築は全国で広がっています。新潟県見附市の「ネウボラみつけ」は、保健、福祉、教育を一体化したワンストップ支援の先進例であり、妊娠届出時から就学前まで同じ専門職チームが継続して支援する仕組みにより、孤立防止、虐待防止、発達支援の早期化などの成果が報告されています。

ネウボラとはフィンランド語で助言の場。成長に応じて継続的な支援を行う理念に共感した自治体は増加し、下川町、庄内町、東浦町、明石市、松本市などで保健師、助産師、心理士等が連携する日本版ネウボラが行われています。特に明石市では、子どもを核としたまちづくりの方針の下、相談件数の増加と虐待防止効果が示されています。

一方、幸田町でも少子化が深刻化する中で、妊娠期から子どもの成長・発達を一貫して切れ目なく支える包括的な支援体制づくりは喫緊の課題です。国は、「こどもまんなか社会」を掲げていますが、現場では支援が個別に展開され、必要な家庭に十分届かないという課題が挙げられます。町では令和 8 年度、こども家庭センターの設置を予定し、相談支援の一元化が期待されますが、単なる集約では不十分であり、どこに相談しても同じチームがつながる安心感をつくることが不可欠です。

見附市では専門職が連携し、支援プラン作成数も増加するなど、支援が定着しています。

現在、幸田町でも母子保健事業、産後ケア、発達支援、子育て世代包括支援センターなど、個別の事業は充実してきており、保健師をはじめとする限られた人数の職員の皆さんが日々全力で御尽力いただけています。しかし、妊娠期から就学期以降も一体的に見守る体制にはまだ課題があると感じます。

産後うつや育児不安を抱える母親、発達に不安を感じる子どもとその家庭への早期対応には、保健師や助産師だけではなく、心理士、言語聴覚士、保育士、発達支援員など専門職によるチーム支援が必要です。さらに、家庭訪問やオンライン相談、LINE などの活用をした柔軟な相談体制の構築も、現在の多様な家庭のニーズに応える上で重要

です。専門職による支援と地域ネットワークを組み合わせ、孤立を防ぐ仕組みづくりをすることで、子育て家庭をよりきめ細かく支えることができると考えます。

また、支援は行政のみでは限界があり、地域ネットワークの形成が鍵となります。子育てサークル、NPO、企業、ボランティアが連携し、地域ぐるみで子どもと家庭を支えることが持続可能な少子化対策の基盤となります。

幸田町の実情に合わせ、ワンストップ支援体制制度を実効性ある形で構築し、町全体で育む子育て支援の実現を求め、幾つか質問をしてみたいです。

初めに、妊娠期から育児・発達支援までの現行体制と課題について、町としてどのように認識していますでしょうか。

○議長（廣野房男君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（相川美代子君） 健康課では、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援を提供するワンストップ拠点として、平成31年4月に保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置しております。その後、国の出産・子育て応援事業の開始により、これまで実施してきた相談支援は、一緒に考え、伴走する支援、いわゆる伴走型支援の充実が求められることになりました。

この伴走型相談支援は、妊娠届出時に保健師、助産師が全数面接し、さらに出産を控えた妊娠8か月児アンケートを実施し、電話等により体調や困り事等に対する相談に応じています。

体制は保健師2名、助産師2名、計4名で、このうち2名が会計年度任用職員でございます。特定妊婦を含みます妊娠期からお子さんの発達に関する相談を含めた支援者数は、令和4年度240件、令和5年度289件、令和6年度276件、令和7年度につきまして、11月末で288件と増加傾向でございます。授乳やだっこの仕方といった育児に必要な技術の獲得が困難な方や、育児不安の強い方が多く、不安になったらすぐ相談したいという傾向があります。マンパワーが追いつかず、タイムリーに応じられないこともあります。相談支援を円滑に進めるために、その都度、タイムリーに相談できる体制整備が課題であると認識しています。妊娠期から心理士を含む専門性の高い相談支援がより早期発見につながると考えております。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） こども課では、要保護児童や特定妊婦等に対しまして、必要な支援や関係機関との連絡調整等を行う幸田町子ども家庭総合支援拠点、こちらを令和4年10月1日に設置したところでございます。

現在、児童虐待や支援が必要な家庭に対しまして、こども課の保育士や保健師が対応しておるところでございますが、それ以外にも保育所グループの一部業務を兼務している状況であり、マンパワーが不足していることから、どうしてもハイリスクな家庭への支援が中心となっている状況でございます。

こども家庭センター設置後は、センター業務を専任とし、現状なかなか取り組めていない予防的支援へ展開できる体制整備が課題であると認識しております。また、複合的な課題を抱える家庭の増加に伴いまして、支援内容も複雑化していることから、社会福祉士や心理士等の新たな専門職を配置し、支援の質を上げる必要があると考えております。

す。

○議長（廣野房男君） 6 番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） 伴走型支援の必要性が高まる一方、相談件数の増加や課題の複雑化により、現場ではタイムリーな対応が難しい状況が示されました。特に妊娠期から子育て期、さらには発達支援まで切れ目なく支援していただくためには、1つの部署だけでは限界があり、関係機関が連携しながら、早期発見、早期支援につなげるのが欠かせないと考えます。

そこで、次に、こども課、健康課、福祉課など、複数の部署にまたがる支援体制をどのように整備し、実効性ある連携を図っていくかお伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（相川美代子君） 支援体制としましては、必要な支援を行うことができるところへ確実につなぐことが重要だと考えます。

健康課では、母子手帳交付時や乳幼児の集団健康診査など、広く支援対象者と接する機会があります。妊娠届出時の面談から、保健師が保護者とコミュニケーションを取り、おのおのが抱える様々な相談に応じています。

日頃から庁舎内の関係課との話合いやケース検討会を開催しており、引き続き切れ目なく必要な支援が行えるよう、顔が見える関係性により、関係課と連携していく考えでございます。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） こども家庭センターの設置に向けまして、令和7年、本年の6月から健康課や子育て支援センターとこども課で合同ケース会議を開催し、情報共有、連携を図っているところであります。

また合同ケース会議以外におきましても、必要な支援を迅速に導入できるよう、関係課や学校等とも連携体制を整えております。

こども家庭センター設置後におきましても、それぞれの専門性を生かしながら連携を深めてまいりたいと思います。

○議長（廣野房男君） 6 番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） 顔が見える関係性を基盤とした連携体制やケース会議等による情報共有を進めている現状が示されました。一方で、相談件数が増加し、支援ニーズが多様化する中では、これまで以上に連携の質とスピードが求められると考えます。

そこで、次に、本町のワンストップ支援制度の現状の課題をお聞きします。支援体制を実効性のあるものにするには、運用上の課題を明確にし、改善につなげていくことが重要であると考えます。具体的にどのような課題があると認識していますでしょうか。

○議長（廣野房男君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（相川美代子君） 多くの問題を抱える方や外国籍による言葉の問題など、相談支援内容も多様化、複雑化しています。主に就学前までの親子の相談内容によっては、こども課、福祉課、教育委員会とも連携し、必要な支援につながるよう努めているところですが、支援を受けることに消極的な方が一定数おられます。

また、母子共に発達領域での支援が必要と判断されるケースは、それぞれの各家庭と

の関わり方や、支援内容を複数の関係者と相談し続ける体制整備が課題であると考えます。

引き続き、早い段階からの支援の機会を逃さないよう、粘り強くアプローチしてまいります。

○議長（廣野房男君） 6 番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） 支援ニーズが多様化、複雑化する中では、早期の支援機会を逃さない丁寧な関わりと、複数機関が継続して連携できる体制が求められると改めて認識しました。その上で、妊娠期から乳幼児、さらには発達支援まで切れ目なく伴走するには、体制や情報共有の在り方を一段と強化していく必要があると考えます。

そこで、次に、産後ケアや訪問支援、発達支援を一体的に進めるための整備計画について伺います。

産後ケアから発達相談までを同じ支援チームが担当できる仕組みづくりや、ICTを活用した情報共有など、現場での実効性を高める工夫など、どのようにしていますでしょうか。

○議長（廣野房男君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（相川美代子君） 健康課では、妊娠届出時から発達支援が関係する就学前頃までの母子について、支援が必要な方は地区割にて各保健師が担当し、相談支援を行っています。また、母子手帳交付時の面談、相談記録や乳幼児健康診査などの保健事業の面接から、経済面、精神面、子育てにリスクがあると判断した母子への支援方針などを協議しています。協議の結果、健康課と関係課が一体的に支援する必要があると判断した場合は、その母子に対する支援方針を共有し、継続的に支援をしています。早期に把握した状況を関係課と共有し、速やかに対応することで状況が複雑化する前に支援が可能になると考えます。

ICTを活用した情報共有や工夫につきましては、幸田町子育て応援アプリにて情報発信をしています。町からの子育て情報を月齢、年齢に合わせてプッシュ型でタイムリーに通知をしています。また、来所や電話による申込み、利用者の負担軽減を考慮し、令和7年度からはアプリを活用し、産後ケア事業、各種講座の申込みができるよう実施しています。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） こども課では、こども家庭センターの運用に向けまして、本年度末に児童相談システムを導入する予定であります。このシステムの導入によりまして、児童虐待や要保護児童に関する相談、対応等の情報をシステムに集約することで、担当職員が必要な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、あわせて個々のケース資料の作成等、事務作業の負担軽減を図ってまいります。なお、本システムの情報は母子保健の担当者とも共有することで連携した支援につなげてまいります。

○議長（廣野房男君） 6 番、岩本議員。

○6 番（岩本知帆君） 妊娠期から就学前まで一貫して保健師が担当し、早期から現状把握と関係課との連携で支援につなげている現状や、ICTの活用による情報発信や申込みの利便性向上、さらに児童相談システムの導入により連携強化を図るというお話を伺い

ました。こうした取組を実効性ある体制として確立していくためには、人員配置や役割分担が非常に重要になると考えます。

そこで、次に、こども家庭センター開設に向けた人員体制やスケジュール、関係部署の役割担当について伺います。

こども家庭センター開設に向けた人員体制、スケジュール、関係部署の役割について、特に専門職の確保や人材育成の方針について具体的な見通しをお伺いします。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） こども家庭センターの体制につきましては、先ほども課題として申し上げましたように、母子保健、児童福祉ともに社会福祉士や心理士等の新たな専門職を配置することで、支援の質を上げる必要があると考えております。

来年4月の開設時にどのような人員体制でスタートできるかは、現段階ではまだお示しできない不確定なところではありますが、引き続き専門職の確保に努めてまいりたいと思います。また、児童相談所など専門職を有する機関ともしっかり連携することで、必要としている方々への支援が滞ることのないよう努めてまいります。

高度な専門性が必要となる人材の育成につきましても、センター職員が専門研修等に積極的に参加できるよう、環境を整えてまいりたいと思います。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 専門職の確保と人材の育成を確実に進めていただき、開設時から切れ目ない支援体制となるよう、引き続きよろしくをお願いします。

次に、支援ニーズの増大と多様化が進む中で、行政だけでは全てを賄うには限界があると考えます。本町が持つ地域の力を生かした支援体制の構築が必要です。

そこで、次に、NPOやボランティア、地域企業との協働による支援拡大の取組について伺います。

行政だけでは支え切れない部分を地域で補う仕組みが幸田町の強みを生かす鍵になると考えますが、その取組方針をお伺いします。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 現在、児童虐待の早期発見、未然防止のため、地域の民生委員・児童委員等の御協力をいただいているところでございます。

こども家庭センターの取組の1つとして、不足する地域資源の新たな担い手の発掘、養成があります。今後、センターが実施していきたいと考える事業の中には、行政だけでは実施が難しいものもあります。NPOやボランティア、企業等との連携方法を検討し、地域の力を活用しながら、地域とともに子育てに優しい環境づくりを図っていく必要があると考えます。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 町民が安心して子どもを産み育てる環境は、幸田町未来そのものです。ネウボラの成長に応じて継続的な支援を行う理念を取り入れ、誰1人取り残さない子育て支援体制の構築を強く求め、幸田町の目指すところをお伺いします。

○議長（廣野房男君） 健康保健担当参事。

○健康保健担当参事（相川美代子君） 妊娠期から子育て期を安心して過ごしていただける

よう、対話を基に相談者の求めを引き出し、個々のニーズに応じた支援の充実に向けて一体的な支援体制の構築に努め、効果的な相談支援を行ってまいります。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 健康課の母子保健、こども課の児童福祉、この2つの機能を合わせたこども家庭センターは、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健、児童福祉の両機能の連携、協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としております。

この目的の達成のため、現在、来年4月からの体制づくりと進め方について検討しているところであり、詳細が固まり次第、議員の皆様にも御報告させていただき、また、町民の皆様への周知に努めてまいりたいと思いますが、いずれにいたしましても、こども家庭センターは支援を必要とする方それぞれの気持ちに寄り添っていくことで、子育てに対して前向きに取り組んでいただけるようなサポートを行ってまいりたいと思います。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 妊娠期から切れ目なく支援を行う現場では、既にマンパワーの限界が見えていると思います。相談件数の増加と支援ニーズの多様化に、今の人員では応じきれず、早期支援の機会を逃す機会も高まっていると感じます。未来を担う子どもと家庭を守るためには、それに関わる人の確保は重要です。専門職を計画的に確保し、安心して相談できる体制を早急に整えることが不可欠だと考えます。必要な投資をちゅうちょすることなく、実効性のある体制の整備を強く求め、次の質問に移ります。

高齢者が地域で暮らし続けるための生活支援サービスの充実についてです。

少子高齢化の進行により、幸田町でも高齢者人口の割合が年々増加しています。独居や高齢夫婦のみの世帯も増え、買物や調理、通院、掃除など、日常生活の維持に困難を感じる方が少なくありません。こうした生活課題は、介護保険制度の対象外となることも多く、要支援ではないが、生活に不安を抱える層への対応が課題であり、幸田町でも地域ぐるみの支え合い体制づくりが求められます。

特に買物や食事は生活の基本でありながら、移動手段を持たない高齢者にとって大きな負担となっています。町内でも個人商店の減少や限られた交通手段などにより、買物弱者と呼ばれる方が増えています。民間の移動販売車や宅配弁当などが生活の支えとなっていますが、これは個別の取組にとどまっており、地域全体での体系的な支援には至っていないと思います。

国では介護保険制度の改正により、生活支援体制整備事業が位置づけられ、買物支援や見守り活動、外出支援を住民主体で進めることが期待されます。しかし、実際には担い手不足や活動の継続性、地域間格差などの課題が残っています。幸田町においても、地域包括支援センターを中心としたネットワークづくりが進められていますが、町全体としての支援スキームを再構築し、持続的な仕組みをつくることが求められていると考えます。

そこでまず、高齢者の生活実態をどのように把握しているのかお伺いします。

特に買物、調理、外出に困難を抱える方の実態把握について、地域包括支援センターによる訪問、アンケート調査、地域サロンでの聞き取りなど、どのような形で現状分析されているのでしょうか。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 町内に設置された3つの地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口を設けるとともに、高齢者世帯を対象とした実態把握調査を実施し、日常生活に困難を抱える方々の課題やニーズを直接聞き取る機会を確保しています。この活動によりまして、必要な支援を提供するための情報の収集に努めているところでございます。

また、3年に1回、高齢者福祉計画を作成するに当たり、介護予防、日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査のアンケート調査を行い、高齢者の暮らしや健康状態を把握し、地域の現状や課題等を把握しています。このアンケートから現在分析を行いまして、この先3年間の計画期間における高齢者福祉に関する取組等について取りまとめています。

地域サロンにつきましては、町が社会福祉協議会へ委託している生活支援体制整備事業の中で配置している生活支援コーディネーターにより、地域の課題や高齢者の生活状況の把握に努めています。生活支援コーディネーターは3圏域に配置しており、各圏域の地域資源や支援情報の共有を目的とした協議体を組織しています。また、全町の状況を共有し、課題解決の施策を検討する場として、生活支援コーディネーター幸田連絡会を隔月で開催し、町と社協の連携の下で高齢者のニーズの把握に努めているところでございます。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 地域包括支援センターやアンケート調査、生活支援コーディネーターによる地域の見守りなど、多角的に実態把握を進めていることが分かりました。一方で、支援が必要な方ほど表面化しにくいという課題もあるのではないのでしょうか。

そこで、次に、支援が必要な方の早期発見と支援につながる仕組みについてお伺いします。

支援を必要とする方をどのように早期に発見し、支援につなげていくのか、現状と課題をお聞かせください。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業におきまして、健康状態不明の後期高齢者に対しては、ハイリスクアプローチとして、地域包括支援センターの保健師等の専門職が戸別訪問を行って状況把握をしています。

令和6年度の実績では、83件の該当者を確認し、健康状態を確認する質問票を取得できたのが41件、そのうち8件はフレイルに該当していることを確認しました。しかしながら、その後の支援等につながったのは2件のみで、支援が必要と分かっているにもかかわらず、本人にその気がないと支援につながらないことが課題となっています。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 支援が必要だと分かっても、本人が支援に前向きになれず、十分な

支援につながらないという課題が示されました。行政の訪問だけでは限界があるからこそ、日常的な見守りの目が重要だと考えます。

そこで、次に、宅配弁当や移動販売など、地域で活動する民間事業者との連携強化についてお伺いします。

これらのサービスは、単なる物資の提供にとどまらず、配達時の声かけや安否確認といった見守り機能を果たしています。岡崎市では、配達サービス事業者が年中無休または土日祝日対応の配達を行い、訪問時に安否確認を行っています。配達事業者・地域包括支援センター、市が見守りの枠組みで連携する働きがあり、異常を感じた際に相談、通報ルートの整備が進んでいます。こうした事例は、コストをかけずに、地域の安全網を強化できる有効な手段です。

幸田町の現状は平日のみの対応かと思いますが、土日祝日の対応も必要かと考えます。いかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 見守り配食につきましては、社会福祉協議会の事業として実施していただいているところでございます。現在は4つの配食事業者から利用者が価格や好み、配食の日数などによって選んでいただいております。議員がおっしゃるとおり、利用者から土日祝日、年末年始の配食に対するニーズがございました。それを受けまして、近隣市町の状況確認や社会福祉協議会と配食日拡充の検討している中で、毎日配食することが可能という事業者がございました。つきましては、毎日の配食と緊急連絡体制の整理など、制度変更を進めているところでございます。今のところ、1つの事業者のみの対応を見込んでおりますが、令和8年度から実施できるように準備を進めていることを確認しております。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 土日祝日を含む毎日の配食採用に向け、制度変更を進めているとのこと、利用者にとっては大きな安心につながる取組だと受け止めています。ありがとうございます。

一方で、配食事業者だけでは対応し切れない見守りや買物支援など、日常生活の支えには、地域住民やボランティアとの連携が不可欠です。

そこで、次に、町内の既存資源を組み合わせた助け合いの仕組み構築についてお伺いします。

買物支援や配食時の見守り、生活支援ボランティアの枠組みも重要と考えます。近隣自治体では、地域住民が週に1度、買物の付添いを行う仕組みや、ボランティアが弁当配達時に声かけを行う活動などが成果を上げています。西尾市では、地域支援コーディネーターが地域ごとに配置され、ボランティアと行政のかけ橋を担っています。幸田町でも町内既存のボランティア団体や民間企業と協働し、こうした取組を体系的に展開することで、地域の助け合い力を高めることができると考えますが、仕組みの構築についてお考えをお聞かせください。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 先ほども紹介させていただきましたが、本町におきまして

も、3圏域に生活支援コーディネーターを配置しており、協議体を組織し、地域の課題や高齢者の生活状況の把握、各圏域の地域資源、支援情報の共有に努めています。地域により温度差はあるものの、地域で支え合う取組について考えていただいている状況でございます。この活動もまだ現状把握を中心としたレベルではありますが、どのような取組、仕組みを具体的に推進していくのかという次のステップに進んでいく段階であると認識しております。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 地域ごとの協議体を通じ、現状把握と資源の共有が進んでいることは力強く感じております。一方で、高齢者の暮らしを支えるには、地域住民の見守りだけでなく、日々の生活に関わる企業や団体との連携も欠かせないと考えます。

そこで、次に、こうした地域の生活基盤を支える事業者との協定や協働体制を町としてどのように構築していくお考えでしょうか。

さらに、支援体制を維持拡充するためには、多機関連携が欠かせません。地域包括支援センターは高齢者支援の中核的存在として、介護、福祉、医療の連携を担っていますが、今後はこれらに企業やNPOを加えたオール幸田型ネットワークが必要だと考えます。介護サービス事業者だけではなく、スーパー、ドラッグストア、郵便局、銀行、JA、タクシー会社など、地域の生活インフラを担う企業が高齢者支援の一端を担うことで、より広範囲な見守り体制が構築できます。

町として、これらの事業者とどのように協定や協働体制を築いていますでしょうか、方向性を伺います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 高齢者に関する民間企業との連携につきましては、包括連携に関する協定や高齢者見守りネットワークに関する協定を締結しています。

包括連携につきましては、地域サロンや介護予防教室、通いの場などに協定企業から専門職を派遣していただき、介護予防等に関するメニューをお願いしています。

また、見守りネットワークにつきましては、現在19社の事業所と協定を締結しております。見守りネットワークの事業所とは、認知症高齢者等の来客や徘徊高齢者と思われるような心配なケースが見受けられたときに、情報連携できるように、フローチャートで整理させていただいています。また、認知症の人にも優しいまちづくりに賛同していただき、認知症サポーター養成講座を受講していただくなど、認知症への適切な対応に努めている事業所については、認知症の人にも優しいお店として登録し、認知症に優しいお店のステッカーを掲示させていただくなど、地域に見える形での協力をいただいております。現在14の事業所に登録していただいております。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 企業と協定締結や見守りネットワークの整備、認知症に優しいお店登録など、地域ぐるみで高齢者を支える取組が進んでいること、大変心強く感じました。一方で、今後さらに見守りの質と範囲を広げていくためには、人の目に加え、デジタル技術を活用した補完も必要ではないでしょうか。

そこで、次に、デジタルと地域の力を組み合わせたハイブリッド見守りの導入につい

てお考えをお伺いします。

例えば安否確認をＩＣＴセンサーやスマートフォンアプリで補完したり、配食、見守り情報を共有するクラウドシステムを導入したりする自治体も増えています。東京都豊島区では、ＡＩによる見守り通報システムを構築し、異常が感知された際は地域包括支援センターと連携する取組が始まっています。幸田町でもデジタルと地域の人の力を組み合わせたハイブリッド見守りを検討できないでしょうか、お伺いします。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 現状の取組におきましては、徘徊高齢者対策としてのＧＰＳ導入費用を助成させていただいております。利用者数は僅かでございますので、利用の周知に努めてまいります。

また、デジタルによる見守りに関しては、冷蔵庫の開閉をセンサーで認知し、開閉状況によって安否を確認するシステムを令和５年から６年度にかけて実証実験しました。２０件程度の家庭で実施しましたが、利用者やその家族からは積極的な利用を望む声なかったため、実装は見送らせていただきました。

検討したものとして、電気のスマートメーターを活用して、電気の利用状況をＡＩで分析し、フレイル予防を図るシステムを紹介いただき、その活用について地域包括支援センターと協議しましたが、専門職の訪問によるフレイル状態確認が始まったばかりであり、その検証もできていないことから導入には至っておりません。

高齢者の安否確認に関するデジタル技術の導入につきましては、引き続き研究していきたいと考えております。

○議長（廣野房男君） ６番、岩本議員。

○６番（岩本知帆君） 利用者の必要な声が高まった際に対応できるように、引き続きよろしく願いいたします。

高齢者が孤立せず、生きがいを持って暮らし続けるためには、支援を受ける側にとどまらず、参加と交流の場を増やすことが欠かせません。高齢者が支えられる側から支える側にもなれるような多世代交流、共助の視点をまちづくりに取り入れることが、持続可能な地域福祉の基盤となると考えます。町では、健康マージャンや各種サロンが各地区で展開されていますが、これらが高齢者の社会参加と見守り機能を兼ねた地域拠点としてさらに発展させることができると考えます。

例えば、交通弱者の送迎を組み合わせた移動型サロンなどの次の段階を検討していただきたいと思いますが、現在、何か御検討していることがありましたら教えてください。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 買物の移動支援として、現在は企業立地課が所管している坂崎コミュニティライドの取組があり、この取組の延長として、健康マージャンなどの取組につながっていることを承知しております。

福祉課の現在の取組としては、体力づくりの一環として、サロン等の通いの場まで歩いていくことを推進しているところであります。これは、日常生活の中で無理なく運動習慣を取り入れることで、筋力の維持や転倒予防につなげることを目的としており、介護予防の観点からも重要な取組と考えております。

議員御提案の移動型サロン等の検討はしていませんが、高齢者の移動手段につきましては、今後の交通施策の取組の中で、関係部署と協議してまいります。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 高齢者がここで暮らし続けたいと思える地域こそが全ての世代にとっても安心できる町です。行政と地域が協働し、生活支援、見守り、移動支援の仕組みを強化することで、誰もが安心して暮らせる幸田町の実現を期待します。

最後に、自然環境の維持と活用による持続可能なまちづくりについて伺います。

幸田町は、遠望峰山や三ヶ根山をはじめとする豊かな里山、田園、ため池など、多様で美しい自然に恵まれています。これらの自然は、町の景観や生態系を支えるだけではなく、町民の暮らしや文化、そして心のよりどころとして大切に守られてきました。

春には桜、夏には緑濃い山々、秋の稲穂、冬に澄んだ空気、四季折々の風景は町の誇りであり、子どもたちが自然と触れ合いながら育つ環境そのものです。

しかし、近年、開発の進行や気候変動による影響により、地域の自然が少しずつ変化し、かつての風景や生態系が失われつつあります。昔の田んぼのカエルの声が聞こえなくなった、ため池に外来種があふれているといった町民の声も聞かれ、自然と人との共存の在り方を見直す時期に来ているのではないのでしょうか。

第7次幸田町総合計画及びSDGs未来都市計画に掲げる、人・まち・自然の調和を実現するには、町民、行政、地域団体が協働し、守る、生かす、次世代へつなぐという3つの視点で取組を強化することが必要かと考えます。

環境保全を単なる維持管理とはせず、地域の魅力を高めるまちづくりの柱として位置づけることが求められると考えます。

まず、自然環境の現状と課題を伺います。

令和5年度、町では里山保全活動やため池の修繕を進め、地域協働による環境保全が行われました。一方で、気候変動や外来種の拡大といった新たな課題も発生しています。今後はGISなどのデジタル技術を活用し、土砂災害リスクや水質、生態系の変化を科学的にモニタリング、情報公開する制度も重要かと考えます。

そこで、伺います。

幸田町として、森林、農地、ため池などの環境資源をどのように把握、管理し、現状の課題をどのように分析していますでしょうか。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） まず、森林などの把握、管理の方法ではありますが、森林につきましては、林道管理者である幸田町が林道管理を行う中で目視により管理をしているところであります。また、林道管理を委託している各行政区からも森林に関する情報を得ております。農地につきましては農業委員会から情報を、また、ため池につきましては、幸田土地改良区等からそれぞれ情報を共有することによりまして、把握、管理をしているところであります。

次に、現状の課題についてであります。森林は管理が行き届いていないに伴う倒木や竹害、農地は耕作放棄地による害虫発生などの生活環境の悪化や、草が伸びすぎたことにより視距確保の不良による交通安全上や景観上の問題など、また、ため池につき

ましては、管理従事者の高齢化により、のり面の草刈り作業に苦慮されていると分析をしておるところであります。

一方で、本町の自然環境におきましては、毎年、環境基本計画に基づく環境測定を実施しておりまして、調査結果をホームページに公表をしております。調査内容といたしましては、河川の水質及び大気に係る調査を実施しておりまして、河川につきましては町内の12河川16地点において、また、大気につきましては1地点で調査を実施しておるところであります。

なお、調査結果におきましては、いずれも大きな異常を示す数値はありませんでした。したがって、環境測定の結果としては、町内の自然環境は良好な状況が保たれていると分析をしておるところであります。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 現状として、森林、農地、ため池をはじめとした自然資源の維持管理に取組、一定の環境は保たれている一方で、管理の担い手不足や生態系の変化など、新たな課題が見えてきたと思います。

そこで、こうした課題に対応しながら、自然環境を地域の魅力として生かす視点も重要だと考えます。そこで、次に、自然の利活用について伺います。

環境を守るだけではなく、地域の資源として生かし、町の魅力や経済につながる視点は欠かせません。

全国では、里山を保全しながら地域活性化を図る里山SDGsやエコツーリズムの取組が広がっています。長野県飯山市では、地元住民が案内する里山ガイドツアーを通じて、自然と農業を体験できる仕組みを整え、地域経済の循環と環境教育を両立させています。愛知県内でも、設楽町や豊田市で間伐材を活用したバイオマス発電、環境教育と観光を融合した森の学校プロジェクトが進められています。幸田町でも、ため池を活用した環境学習や里山保全団体との協働による町民参加型保全プログラムなど、地域の自然を生かした独自の活動が期待されます。

そこでお聞きします。現状、幸田町での取組はどのようなものがありますでしょうか、教えてください。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 本町のSDGs未来都市計画におきましても、豊田市や設楽町と同じく、環境面の取組の一環といたしまして、森の学校プロジェクトの推進に取り組むこととしております。自然体験を通じまして、子どもたちの自然を大切にする心を育むため、森林サービス産業の一環とし、森や山などの自然を生かした学びの場を提供する施策を展開していくものであります。

そこで、本町の森林サービス産業におけます具体的な取組といたしましては、逆川地区の町有地におきまして、令和6年度に任命いたしました幸田町森林アドバイザーであります唐澤晋平氏を講師としまして、令和6年11月17日日曜日にボーイスカウトを対象とした環境学習会を実施しておるところであります。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 現状の活動が分かりました。

次に、今後このような事業をどのように拡大していくお考えかお伺いします。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 今後の拡充につきましては、令和6年9月26日に設立をしました幸田町森林サービス産業推進協議会へ計画の内容などを諮りながら進めていくよう考えております。

今年度の具体的な取組といたしましては、昨年度と同じく、逆川地区におきまして環境学習会の開催を予定しているほか、フォトロゲイニングの開催も検討をしている最中であります。

豊かな森林資源を次世代に継承するには、植えて、育てることに加えまして、使うことによる森林資源の循環利用が不可欠であります。特に木材を建築物に活用することで、森林が吸収した二酸化炭素を都市に長期間固定することができ、木材は製造時の二酸化炭素排出量が少ないことから、木材利用は地球温暖化の防止に貢献することが期待されております。

農林水産省林野庁は、温室効果ガス排出量の算定、報告、公表制度、いわゆるSHK制度につきまして、木材利用の効果が新たに位置づけられるものとして取りまとめております。また、令和7年10月1日からは、森の国・木の街の実現に向けまして、森の国・木の街づくり宣言に参画する自治体等の募集が行われておるところであります。本町もこの趣旨に賛同をいたしまして、宣言を行っていく予定で考えております。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 自然環境の活用の取組は、気候変動対策とも深く関係します。持続可能な地域づくりのためには、脱炭素の取組が重要です。

そこで、次に、脱炭素化の推進についてお伺いします。

国や県では再生可能エネルギーの導入や省エネ推進、温室効果ガス排出削減を進めています。

幸田町においても、公共施設のLED化、太陽光パネルの設置、学校、公民館での省エネ行動の啓発など、着実に取組は進んでいると思います。今後は、企業、家庭、地域団体が一体となって取り組む地域脱炭素化の見える化が必要かと考えます。例えば、家庭の省エネ診断や子どもたちが参加できるカーボンフリー町民チャレンジなど、楽しみながら参加できる仕組みづくりが必要かと考えますが、現状の取組状況を教えてください。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 本町の脱炭素化に向けた現状などにつきましては、環境省が公表する自治体排出量カルテによりますと、令和4年度の本町全域におけます二酸化炭素排出量は62トンで、2013年度比49%の削減を達成しておるところであります。しかしながら、削減幅の大部分が産業部門の削減によるものでありまして、家庭部門や運輸部門などでの排出量は横ばいとなっている状況であります。

この状況を踏まえますと、本町としましては、家庭部門に対する働きかけを強化したく考えております。これまでに主要な事業として、住宅用新エネルギーシステム設置費補助制度や、次世代自動車購入費補助制度を実施してきたほか、令和5年度には単年度

事業としまして、省エネ家電購入費補助事業を実施してまいっているところであります。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 企業の御努力により二酸化炭素排出量は大きく削減されている一方で、家庭部門や運輸部門では削減が進んでいない現状が示されました。脱炭素化社会を実現するためには、町民一人一人の行動変容を促す対策が不可欠です。

そこで、次に、今後新たな取組や展望について伺います。

今後どのような新たな施策を検討していますでしょうか。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 今後の取組といたしましては、家庭部門に対する施策として、既存の補助制度に係る補助メニューの拡充を図るとともに、国県の補助金を活用しまして、新たな住宅を対象とした補助制度の導入を検討してまいります。

また、家庭における脱炭素の見える化に資する取組としましては、環境家計簿等を活用した啓発活動も検討していきたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 続いて、親水ゾーンの維持と活用についてお伺いします。

町民プール下の親水ゾーンは、かつて子どもたちがドジョウやカエルを捕まえ、地域の行事「ぼんつく」とも一体となって親しまれてきた場所でした。しかし、現在は泥の堆積や外来魚の繁殖により、水の流れが滞り、生態系が変化しています。

こうした現状を踏まえ、親水ゾーンの再整備を自然再生と環境教育の拠点づくりとして進めていただけませんか。外来種の駆除、水質改善、泥の除去を行うとともに、地元小学校と連携したモニタリング活動を展開することで、町民が参加できる生きた環境学習の場として再生できるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いします。親水ゾーンの再整備や地域との協働について、町の考えを教えてください。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 光明寺川の親水ゾーンの再整備につきましては、現時点では考えてないわけではありますが、現在、愛知県が菱池遊水地の整備と併せて進めております広田川・相見川合流部の多自然川づくり事業におきまして、ネイチャーポジティブの実現と湿性植生の保全、再生を図るため河川整備が行われております。

そこで、本町では、当該エリアの自然共生サイトへの認定を目指しておりまして、現在、現地における植生植物などの基礎調査を行っているところであります。多自然川づくり事業におけます現地の本格的な整備は、愛知県によって令和9年度から令和10年度にかけて行われる予定とされておりますので、現地の整備後は、地元の小学校や保育園、また民間事業者などと連携をいたしまして、自然観察会やモニタリング活動を行う予定としております。地域との協働によります生きた環境学習の場として事業の展開をしてまいりたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 親水ゾーンにつきましては、現時点で再整備の予定はないということが分かりました。広田川流域での多自然川づくりや自然共生サイト認定を目指した取

組が進み、今後、環境教育の場として地域との連携した活用を図ると御答弁いただきましたので、ぜひ、学べる場所の作成をよろしくお願いします。

自然環境を守りながら、地域の学びとつながりを生み出していくことは、幸田町の大きな価値になるかと考えます。一方、自然環境の保全と活用を持続的に展開させるには、行政だけでは難しいかと考えます。地域住民、団体、企業、そして次世代である子どもたちが主体的に参加できる仕組みは欠かせません。

そこで、最後に、町民協働による環境美化の取組と、それを次世代へ確実につないでいくための方針について伺います。

環境保全は行政だけではなく、町民一人一人の意識と行動によって支えられていきます。環境美化推進リーダーを設置し、子どもから高齢者までが参加できる花と緑のまちづくりプロジェクトなどを推進するなど、町民主体の活動支援をぜひ検討いただけないでしょうか。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 現在、地域環境美化活動委託業務といたしまして、毎年、各行政区に地域における環境美化活動や環境保全監視活動などをお願いをしております。この枠組みの中で議員御提案の環境美化推進リーダーや花と緑のまちづくりプロジェクトのような、各地域で主体的に環境の美化、保全に関する新たな活動に取り組んでいただけるよう働きかけていきたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 幸田町の豊かな自然は先祖から受け継ぎ、そして、未来の子どもたちへ引き継ぐべき大切な財産です。

一度失われた自然環境は簡単には戻りません。だからこそ、守る、生かす、次世代へつなぐという視点を明確に、行政と地域が協働しながら持続的に取り組んでいく必要があります。町民一人一人が主体となって、環境美化と自然再生に携われる仕組みを育てることが地域の誇りと結束力を高めることにもつながります。人・まち・自然の調和を掲げる本町の理念を計画にとどめることなく、実践を通じて形にしていだけるよう、今後の施策展開を強く期待して、私の一般質問を終了とします。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本知帆議員の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩とします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（廣野房男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、松本忠明議員の質問を許します。

4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って質問いたします。

初めに、持続可能なまちづくりという視点で、本町の国土強靱化への取組について伺います。

近年、地震や豪雨などの自然災害が全国各地で頻発し、地域社会に深刻な影響を及ぼしております。こうした災害リスクに的確に備え、町民の生命と暮らしを守り抜くためには、地域の強靱性を高める不断の努力が不可欠であります。

国においては、国土強靱化基本法の制定以降、その基本方針の改訂が重ねられ、本年、令和7年度には新たな中期計画が示されました。

こうした国の動向を踏まえ、本町においても、災害に強く、誰もが安心して暮らし続けられるまちの実現に向けて、国土強靱化の推進が一層求められております。

そこで、本日は、本町の国土強靱化地域計画の現状と課題を確認しつつ、第7次総合計画を見据え、未来に向けてより確かな改善の方向性を探り、町民の命と暮らしを守るための持続可能なまちづくりの道筋を明らかにしてまいりたいと存じます。

それでは、最初に、国土強靱化とは何かについて伺います。また、あわせて国や県の方針についても教えてください。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 国土強靱化とは、大規模自然災害からの国民の生命、財産、暮らしを守り、サプライチェーンの確保など、被害の最小化、経済社会の維持、迅速な復旧ができるよう目指す取組のことです。

取組全体に対する国の基本的な方針は、人命の保護、国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧復興の4つの基本目標としており、県においては、県民の生命を最大限守ること、地域及び社会の重要な機能を維持すること、県民の財産及び公共施設、愛知県をはじめ、中部圏全体の産業、経済活動に係る被害をできる限り軽減すること、迅速な復旧復興可能とすることの4つの基本目標を掲げております。

○議長（廣野房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 国が地方自治体に示す国土強靱化を推進する上での基本的な方針の柱及び具体的な実施策について教えてください。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 国から新しく示された基本的な方針の柱は、国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理、経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化、デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化、災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化、地域における防災力の一層の強化の5つであります。その中で、住宅都市や保健医療、福祉、交通物流など12の個別施策の分野とリスクコミュニケーション、老朽化対策、デジタルの活用など6つの横断的分野に分かれております。具体的な実施策といたしましては、住宅や建築物の耐震化や、上水道管路、下水道施設の地震対策、道路鉄道等の幹線交通ネットワークの機能強化、防災訓練における女性参加、防災DXなどが挙げられております。

○議長（廣野房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 次に、令和2年に策定された本町の国土強靱化地域計画、以下、地域計画と言いますが、これについて方針及び目標等、どのような内容か、その概要を教えてください。

また、国の目標及び実施施策と整合性は取れているかどうかという視点を加えて御説明ください。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 本町の地域計画における強靱化の理念、基本目標として、人命の保護が最大限図られること、地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧復興の4つを挙げております。

また、施策を実施するための基本方針として、災害リスクの地域の状況に応じた防災施設の整備や施設の耐震化、代替施設の確保など、ハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するための体制整備、施設などの効率的かつ効果的な維持管理などを掲げております。

なお、目標及び実施施策につきましては、本町の地域計画を策定する段階において、国の国土強靱化基本計画及び県の愛知県地域強靱化計画と整合性を図っております。

○議長（廣野房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 国の基本方針では、この地域計画の策定に当たって、12の個別政策分野と6つの横断的分野について脆弱性評価が求められています。

本町の地域計画策定に当たっては、脆弱性評価はどのような分野を対象に、どのように行われましたか。そして、その評価結果はどのように地域計画に織り込まれましたか。特に国が中期計画で示す気候変動による自然災害の激甚化、頻発化などへの対応という視点も加えて教えてください。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 本町の地域計画の策定するに当たり、地勢や気候、社会経済的特性を加味し、本町に被害をもたらす地震、豪雨、台風、土砂災害といった大規模自然災害を基本とするリスクシナリオを基に、国が示す12の個別施策分野及び6つの横断的分野や、県の計画を参考としながら脆弱性評価を行いました。評価を行った結果、直接死を最大限防ぐことやライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期復旧させることなど8つの事前に備えるべき目標と、建物等の大規模倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生や、上水道等、長期間にわたる供給停止、汚水処理施設等の長時間にわたる機能停止など、35の起きてはならない最悪の事態を設定いたしました。

○議長（廣野房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 国土強靱化に関する基本理念から、国、県の方針、そして、本町の地域計画の概要に至るまで、体系的かつ丁寧な御答弁ありがとうございます。

特に、国の施策体系との整合性や、脆弱性評価の具体的なプロセス、さらには起きてはならない最悪の事態の設定に至るまで、計画の実効性を高めるための御尽力が伝わってまいりました。

次に、この地域計画に基づき、令和5年度から7年度までに予定されている重要事業の進捗状況はいかがでしょうか。計画と実績の乖離はないか教えてください。また、問題点及び課題があれば併せて教えてください。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 令和５年度から７年度までの幸田町国土強靱化地域計画に位置づける個別具体的施策の重要事業、以後、重要事業一覧と申し上げますが、これに記載されている事業の進捗状況につきましては、令和５年は１５件中１３件、令和６年度は２０件中１８件、令和７年度は２１件中１６件を予算化し、道路の維持管理、旧耐震基準の木造住宅に対する耐震化補助、下水道管路の整備、小中学校の体育館の空調設備整備などを国の交付金を活用しながら実施しております。

これから事業を推進するに当たり、町の予算編成方針や財政状況を考慮しながら事業を進めていく必要があるということを考えております。

○議長（廣野房男君） ４番、松本議員。

○４番（松本忠明君） 今お話のありましたこの地域計画の進捗管理はどのように行われていますか。また、この進捗状況及び問題点、課題等の情報共有はどのように行われているか教えてください。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） これら事業等の進捗管理につきましては、次年度に向けて重要事業一覧を整理する際に、各所管課で確認を行っております。なお、重要事業一覧につきましては、町のホームページにおいて一般の方向けに公開をしておるところでございます。

○議長（廣野房男君） 質問者、質問者どうですか。

４番、松本議員。

○４番（松本忠明君） 国や県が示す補助金メニューに対し、本町はどの事業で活用しているか、今後はどのように進めていくのか教えてください。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 本町では、国土交通省の防災安全交付金や文部科学省の学校施設環境改善交付金など、道路・橋梁に関する耐震化等の対策や汚水処理施設等の長時間にわたる機能停止対策、避難所となる学校体育館への空調設備設置などの事業で活用しております。これら交付金につきましては、補助メニューによって補助率が様々であり、国、県、町で応分の負担をしながら事業を進めております。

今後につきましても、令和８年度から始まる第１次国土強靱化実施中期計画を見据えながら、関係部署と情報を共有し、適正に交付金や補助金を活用できるように努めてまいります。

○議長（廣野房男君） ４番、松本議員。

○４番（松本忠明君） 地域計画に従い、国や県の補助金を活用し、国土強靱化に着実に取り組んでいただいていることが確認できましたので、次に、具体的な推進状況について伺います。

国土強靱化に関して、本年、令和７年６月、政府は２０２６年度以降の新たな中長期計画を閣議決定しました。今後５年間で２０兆円超を投じ、大規模災害への備え、地域防災力の強化、老朽化インフラ対策、この３つを柱に国土強靱化を加速するというものです。

そこで、本日は、国土強靱化計画の5つの基本方針のうち、この閣議決定に関連する防災インフラの整備・管理、地域防災力の強化、ライフラインの強靱化について、具体的な推進状況を伺います。

まず最初に、国土強靱化計画の第1の基本方針である防災インフラの整備・管理について、その施策と推進状況をお尋ねします。なお、私は昨年6月の定例会でも、自然災害への対応をテーマに幾つか質問しておりますので、本日は前回触れていない事項や経過確認が必要な事項を中心に伺います。

防災インフラに関する最初の質問は、非常食の備蓄についてです。

昨年6月の定例会では、南海トラフ地震をはじめとした自然災害への対応について、被災1週間後の推定避難者数5,700人の3日分となる5万2,000食を備蓄目標として整備中との御答弁をいただきました。非常食備蓄の現在の推進状況を教えてください。

○議長（廣野房男君） 消防長。

○消防長（山本秀幸君） 令和7年度につきましては、消費期限の近い非常食の更新を図っており、主な更新品目としましては、アルファ米を総備蓄数の5分の1に当たる6,400食、2リットルの保存水を総備蓄数の3分の1に当たる2,208本更新いたしました。

今後、非常食につきましては、令和10年度を目標に、現在の備蓄目標数に到達するよう更新サイクルを考慮しつつ、段階的に整備を進めてまいります。

○議長（廣野房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） また、プライバシー確保のための資機材について、現在の備蓄の推進状況を教えてください。

○議長（廣野房男君） 消防長。

○消防長（山本秀幸君） プライバシーを確保するための避難所のパーティションといたしましては、防災倉庫に29セット、基幹的避難所である小中学校及び高等学校の防災備蓄倉庫に各4セット、合計69セット備蓄しております。また、室内用テントにつきましては、防災倉庫に4張り、小学校の防災備蓄倉庫に各4張り、中学校及び高等学校の防災備蓄倉庫に各8張り、合計60張り備蓄しております。

○議長（廣野房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） その他、トイレの備蓄及びトイレ用の凝固剤、おむつ、生理用品、哺乳瓶など、生活必需品備蓄の現在の推進状況を教えてください。

○議長（廣野房男君） 消防長。

○消防長（山本秀幸君） 生活必需品につきましては、トイレ用テント122張り、うち、車椅子用10張り、トイレ用凝固剤については6万300回分。子ども用おむつは3,942枚、大人用は2,574枚、生理用品は4,896枚。哺乳瓶は使い捨てタイプ700本、なお、今年度、紙コップと割り箸を用いた授乳用のミルク調乳セットを1,000セット追加しましたので、合計1,700セットの備蓄となっております。

以上の備蓄品につきましては、町内3か所にある防災倉庫と10か所ある基幹的避難所の防災備蓄倉庫に分散配備しております。

○議長（廣野房男君） 4 番、松本議員。

○4 番（松本忠明君） 防災インフラ整備の推進状況について、限られた予算の中で目標に向け、備蓄の確保や分散配備を進めていただいていることは、町民の安心・安全を守る上で大変心強く感じます。今後も南海トラフ地震への備えをはじめ、実状に即した備蓄目標の見直しや、災害時に必要となる物資の確実な整備に向け、引き続き御尽力いただけますようお願い申し上げます。

○議長（廣野房男君） 消防長。

○消防長（山本秀幸君） 今後の防災備蓄品の整備につきましては、令和 8 年度に予定されている南海トラフ地震に対する被害予測が県から示された際に、大規模災害を経験した自治体の貴重な情報を考慮しつつ、基準となる備蓄目標数の見直しを図り、整備してまいります。また、備蓄品の保管場所についても検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（廣野房男君） 4 番、松本議員。

○4 番（松本忠明君） 防災インフラの整備・管理についても一つ。

避難所整備において、バリアフリー化や多言語対応等、高齢者、障害者などの災害弱者及び外国人への配慮はどのように具体化されているかについて教えてください。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 町内の指定避難所となる 71 施設につきましては、スロープの設置やトイレの改修などのバリアフリー化は進んでいると認識しております。障害者、外国人などへの配慮につきましては、基幹的避難所となる小中学校、高等学校の合わせて 10 か所と、ファーストミッションボックスを設置した地区公民館などの地区集会施設 30 か所に対し、災害用のコミュニケーション支援ボードを整備しております。また、避難所における災害弱者に対する配慮事項を避難所運営マニュアルに掲載しております。

○議長（廣野房男君） 4 番、松本議員。

○4 番（松本忠明君） 避難所整備において、バリアフリー化や多言語対応、さらに災害弱者や外国人への配慮を進めていただいていることは、町民の安心感を大きく支えるものです。今後も、避難所運営マニュアルへの配慮事項の明記をはじめ、誰もが安心して避難できる環境づくりに向け、取組を重ねていただけますようお願い申し上げます。

次に、国土強靱化計画の第 5 の基本方針である地域における防災力の一層の強化、地域力の発揮について伺います。

自主防災組織の育成や住民への情報発信への取組について教えてください。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 自主防災組織の育成につきましては、大規模災害に備え、可搬式小型動力ポンプを貸与するとともに、活動に必要な資機材を整備するための補助金を交付しております。また、地域住民を含めた情報発信として、防災リーダー養成研修を開催するとともに、地区防災訓練において、町における最新の動向や被災地での困り事、自助・共助の重要性について講話するなどの取組を行っております。

○議長（廣野房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 次に、ファーストミッションボックスの展開について伺います。

近年、地震や台風などの自然災害が全国各地で頻発しており、災害時における初動対応の重要性が一層高まっております。特に、行政による公助だけでなく、地域住民同士による共助の体制が被害の軽減と迅速な対応に大きく寄与することが明らかになってきております。

そこで伺います。幸田町におけるファーストミッションボックスの整備展開状況について、町内の全行政区への配備の進捗や今後の計画について御教示ください。また、地域住民への周知や活用方法の啓発について、どのように取り組まれているのかも併せて御説明願います。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 先ほど少し触れさせていただきましたが、ファーストミッションボックスにつきましては、設置希望のあった地区公民館などの地区集会施設30か所に本年10月末に必要な資機材を含め、整備を既に完了しております。今後につきましては、町で開催する研修会で、ファーストミッションボックスを使った訓練を実施するとともに、地区防災訓練でも活用していただくようお願いすることで、町全体へ周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 先月、大分県で発生した大規模火災では、170棟を超える家屋が焼失するという甚大な被害が出ました。被害に遭われた方に、衷心よりお見舞い申し上げます。しかし、その中で、住民の皆さんが互いに助け合い、支え合ったことで、人的被害が最小限にとどまった、そんな報道がありました。この出来事は、地域の絆と共助の力がいかに人の命を守るかを教えてくれます。困難の中でも手を取り合う姿に深い感動と敬意を覚えました。

引き続き、ファーストミッションボックスをはじめとした地域力強化への取組をお願いいたします。

次に、国土強靱化計画の第2の基本方針である経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化について伺います。

最初に、交通インフラの強靱化について質問いたします。

交通インフラのうち、道路についてはこれまで何度も一般質問で取り上げられていきますので、本日は橋梁の強靱化について伺います。

橋梁は、町民の日常生活や地域の物流を支える重要な交通インフラであり、その安全性の確保と適切な維持管理は極めて重要な課題であると認識しております。

日本全国には約73万の橋梁があり、その多くが高度経済成長期に建設されたものです。2022年度末時点で建設後50年以上経過した橋梁は約37%、10年後には約61%に達する見込みです。老朽化が進むと、ひび割れ、腐食、剥離などの損傷が発生し、落橋などの重大事故につながる恐れがあります。

近年では、地震や台風、集中豪雨などの自然災害が頻発しており、橋梁の損傷や通行不能による影響が各地で報告されております。災害時には、緊急車両の通行や避

難経路の確保が求められる中、橋梁の健全性は、町民の安全・安心を守る上で欠かすことのできない要素であり、災害リスクへの備えとしても、計画的な点検と改修が必要であると考えます。

そこで、橋梁の老朽化に対する点検状況について伺います。

まず、本町における橋梁の総数は幾つありますか。また、それらの橋梁に対してどのような点検が実施されていますか。点検の内容及び頻度について御教示ください。

○議長（廣野房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 道路管理者といたしまして、本町土木課が所管しております橋梁の数につきましては、町内で全291橋でございます。老朽化等に対する点検につきましては、昨日の様々な報道の中にもありましたが、平成24年12月に中央自動車道上り線の笹子トンネル内で発生した天井板落下事故等の発生を受け、平成26年に道路法が改定され、橋梁をはじめとした道路の重要なインフラ構造物に対しまして、5年に一度の近接目視による点検が義務化をされたところでございます。

本町においても、鉄道や国道をまたぐ大きな橋梁から小さな河川に架かる小規模な橋梁まで、管理する全ての橋梁につきまして、近接目視による点検を5年に一度実施できるような点検サイクルを組みながら、専門業者へ委託をして定期点検を行い、異常等があれば必要に応じて追加の詳細調査、補修工事等を実施しているところでございます。

○議長（廣野房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 今お話がありました点検の結果、問題点や課題の対応はどのように進められていますか。改修が必要とされる橋梁の数、改修計画の概要及び現在の改修状況について、災害時の対応を見据えた観点も含めてお聞かせください。

○議長（廣野房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 点検の結果でございます。現在修繕の必要がある橋梁は全7橋でございます。うち、2橋につきましては、昨年度までに修繕工事ですね、修繕工事に向けた設計が完了しておりますので、今年度1橋、来年度1橋を修繕工事を順次実施していく予定でございます。また、河川改修による橋梁の架け替え計画等により、順次2橋を撤去予定であり、残りの3橋につきましても修繕工事を要しますが、規模も小規模となることから、令和10年度までには順次修繕を実施していく計画となつてございます。

なお、撤去予定の1橋を除き、即座に通行規制等の緊急措置をしなければならないような危険な橋梁についてはございません。

課題といたしましては、橋梁の改修に向けては、定期的な点検費用、修繕に向けた設計費用、そして、機能回復に向けた修繕工事にと、大きなコストがかかってまいります。災害時においても橋梁は重要なインフラの1つでありますので、今後も国の国土強靱化計画による交付金等を活用しながら、計画的に必要な改修事業を進めるなどし、利用者の皆様の安全を確保してまいりたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 町内に存在する291橋全てを対象に、法改正に基づき、5年ごとの近接目視点検を計画的に実施し、異常があれば詳細調査や補修へとつなげていただい

ていることは、町民の安全・安心を守る上で大変心強く感じております。さらに、点検結果に基づき、7橋の修繕計画を着実に進め、撤去や小規模修繕も含めて、令和10年度までに対応を完了させる方針を示されたことは、災害時の通行確保に直結する重要な施策であると認識いたしました。

今後も計画的な維持管理と改修を進め、町民生活と地域の物流を支える橋梁の安全性を確保していただけますよう、引き続き御尽力をお願い申し上げます。

それでは、次に、下水道の強靱化について伺います。

私は2年前にインフラの安全・安心というテーマで一般質問をさせていただきましたが、それ以降の状況はどのようなになっているかを確認させていただきます。

本町の下水道について、更新時期を迎えた老朽管の有無及び下水道の施設・設備の維持管理と点検の状況についてお答えください。また、あわせて問題点や課題があれば、その対応を含めて御教示ください。

○議長（廣野房男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（齋藤啓一君） まず、老朽管の有無についてです。インフラの中でも下水道の整備は比較的最近ですので、老朽化の目安となる法定耐用年数50年を迎える管路はありません。

次に、下水道施設の点検等についてです。重要な幹線管路は10年サイクルで管の中をカメラで調査し、不具合等あれば修繕をしています。汚水をくみ上げる中継ポンプは月に1回の保守点検、農業集落排水の処理場は週に1回の機器点検と水質検査を行っている状況です。

また、維持管理上の問題点としましては、油の塊による管路の詰まりや紙おむつなどによる中継ポンプの異常停止などが考えられます。施設等で異常があれば直ちに遠方監視システムに通報され、現場対応をしておりますが、下水道の正しい使い方を知っていただくため、毎年9月の広報にて周知をさせていただいているところでございます。

○議長（廣野房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 定期的な点検については承知しました。

別のテーマになりますが、本年1月に埼玉県八潮市で道路陥没事故が発生いたしました。この事故を踏まえ、国や県から各市町に点検指示が発出されたとの報道がありましたが、これに対して本町はどのように対応されましたか。また、この点検結果はどうだったのでしょうか、御教示ください。

○議長（廣野房男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（齋藤啓一君） 八潮市の事故に類似する下水道管につきまして、国は全国の自治体に対し調査を要請しました。ここで言う類似の下水道管とは、平成6年度以前に設置した直径が2メートル以上の管路で、腐食しやすい箇所や緊急輸送道路で陥没履歴のある箇所とされています。幸田町内の下水道管につきましては、管の直径が最大でも1メートルでありまして、調査項目に該当する下水道管はありませんでした。

○議長（廣野房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 幹線管路の定期的なカメラ調査や中継ポンプの月次点検、処理場の週次検査など、日々の地道な取組により、町民の生活基盤が安定して守られているこ

とに深く敬意を表します。

さらに、道路陥没事故を踏まえた国の調査指示にも迅速に対応いただき、町内には該当する管路はないということが確認できましたので安心いたしました。

今後も適切な維持管理と住民への周知啓発を重ねながら、安心・安全に引き続き御尽力いただけますようお願い申し上げます。

それでは、大きな2番目のテーマであります持続可能なまちづくり、新技術活用による高度化についての質問に移ります。

本日は、公共交通への新技術活用とサイバーリスクへの対応に絞ってお伺いいたします。

公共交通への新技術活用については、近年、少子高齢化や都市への人口集中が進む中で、地域の交通インフラを維持することがますます難しくなっています。さらに、自動運転技術の進展や電動スクーターなどの新しいモビリティの普及が進むことで、従来の交通システムでは対応し切れない場面も出てくると考えられます。

こうした社会の変化に対応するためには、信号機のスマート化や交通データのリアルタイム管理、道路の構造そのものの見直しなど、交通システム全体の高度化、強靱化が求められます。特に、自動運転車両との連携を前提としたインフラ整備や、交通弱者への配慮を含めた通行帯の整備などは、今後のまちづくりにおける重要な課題であります。

そこで、今回は交通システムの高度化、強靱化について、新技術活用という視点で、本町の現状認識と今後の対応方針を質問いたします。

なお、私は、本年6月の定例会で、公共交通の将来像についてというテーマで、えこたんの再編とチョイソコの拡大による既存の公共交通の利便性向上や、自動運転等の新技術活用による利便性、安全性向上を中心に伺っておりますので、本日はこの将来像を前提にしまして、これを支える道路や歩道の整備など、交通インフラを中心に質問いたします。

まず最初に、自動運転技術の進展により、交通環境が大きく変化すると言われていますが、本町としてどのような影響を想定されていますか。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 交通事故の90%以上はヒューマンエラーに起因すると言われており、自動運転が普及すれば操作ミスがなくなることから、交通事故などが減少することが期待できます。

また、AIが適切な車間距離を保ち、加減速を最適化することで、交通の流れがよくなり、渋滞緩和も期待できると思われます。そのほか、バスやトラックなどの運転手不足といった課題解消につながると思います。

一方、自動運転車両の適切な走行には、高精度な地図情報や道路インフラなど、新たなシステム導入や道路整備などへ対応することなどが考えられます。

○議長（廣野房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 次に、本町でこれまでに実施された自動運転の実証実験の成果と課題及び今後の展開についてお聞かせください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 自動運転の実証実験につきましては、昨今では、静岡県裾野市において、トヨタ自動車が自動運転をはじめとした多様な実証実験を行う都市、ウーブンシティを始動したり、岡崎市では、先月報道がありましたとおり、名鉄バスと連携して、大型車両による自動運転バスの実証実験を行うなど、全国各地で取り組まれています。

本町におきましては、愛知県事業において、平成29年12月14日に、町民会館周辺の一般公道で、全国初の遠隔型自動運転の実証実験を行いました。幸田町による事業として、平成29年度、30年度に幸田町自動走行試乗体験会を開催し、町民などに試乗いただいております。

このほか、自動運転を走行するための3Dマップを道路管理や農業分野など、他分野での活用が可能かなど調査も行っておりました。

また、令和5年度には、自動運転の実証実験を行っていた実績があることから、県事業において、ドローンと自動運転車の連携による農産物輸送の実証実験が須美地内で行われています。

実証実験は早期に実施してまいりましたが、自動運転車の導入について、走行することについての法的な制約があることや、車両価格が高価なこと、3Dマップの更新作業に費用がかかることなどから、現在は動向を注視することにとどまっています。

○議長（廣野房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 次に、電動スクーターをはじめとする電動モビリティの利用が増加していますが、本町における登録利用状況及び交通安全上の課題について、どのように認識されていますか。また、今後の対応方針についても伺います。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 電動スクーター等は車両区分として特定小型原動機付自転車の取扱いとなり、本町では12台が登録をされています。電動スクーターや電動自転車などによる交通安全上の課題につきましては、不安定な車体構造から小石などでもバランスを崩し転倒リスクが高いことや、車体が小さいことから自動車などから見落とされやすいこと、衝突時に重大な人身事故につながることなど、車両特性と事故リスクの高さが挙げられます。

また、交通ルールやマナーにつきましては、ルールの認知不足や歩行者との接触事故のリスクが高いことなどが挙げられます。

さらには、電動モビリティが安全に走行できるインフラ整備の課題もあります。

これらの課題に対しましては、警察と連携の中で、交通ルールの周知徹底や、安全講習の実施、インフラの整備などを進める必要が出てくると考えられます。

○議長（廣野房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 高齢者や電動モビリティ利用者の増加を踏まえ、歩道や路肩の通行帯整備の必要性について、本町ではどのように認識されていますか。特に交通弱者の安全確保の観点からの対応について伺います。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 高齢者やシニアカー、電動キックボードなど利用者が共存する

環境において安全を確保するには、空間の分離と確保が重要になります。また、新しいモビリティが増えることでルールが複雑になり、利用者の混乱や違反につながることも考えられ、さらに走行特性に合わせた道路環境の整備が必要になってくると思います。

このような中、交通安全対策の強化や道路整備に関しましては、第7次総合計画におきましても、交通環境の変化への対応として、通行帯の整備や安全対策の必要性を明記しています。今後、利用者の動向等を考慮する中で、必要な箇所から対応を考えていくことになると考えております。

○議長（廣野房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 人口減少による利用者減やドライバー不足など、公共交通を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。そのような中で、町民の生活を支える交通インフラを維持管理し続けていただいている職員の皆様の御尽力に、心から敬意と感謝を申し上げます。

第7次総合計画の策定に向け、持続可能なまちづくりを進めるためには、今後も国や県の指針や他市町の動向を注視しつつ、自動運転技術や電動モビリティの導入、交通システムの高度化など、新技術を積極的に活用することで、この困難な状況を打開し、持続可能な公共交通の未来を切り開いていただけるものと期待しております。

最後に、デジタル化をはじめとする新技術活用に伴い顕在化してまいりましたサイバーリスクへの対応についてお伺いします。

近年、デジタル化の進展により、情報インフラの高度化、強靱化が重要な課題となっています。直近では、本年9月に、飲料メーカーのアサヒホールディングズ社がランサムウェアという身の代金型のサイバー攻撃を受けたという事例が大きく報道されました。

総務省も、情報システム全体の強靱性強化が求められると指摘しており、市町村レベルでも行政サービスを停止しないための備えが急務です。

本町におけるサイバー攻撃への対策はどのように進められているのか、その対応状況を伺います。

そこで、まず最初に、本町でのサイバー攻撃による被害状況を教えてください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 平成27年にメールに添付されていたファイルを開封したことにより、不正アクセスが行われ、パソコンに保存されているファイルが暗号化され、身の代金請求されるランサムウェアによる攻撃を受けた案件が1件ございました。結果的には攻撃を受けたパソコンのみの感染で、即座にネットワーク回線を抜き、電源を切ったことで感染を防ぐことになりました。当時はインターネットと職員のパソコンのネットワークは共存しており、外部からのサイバー攻撃を受けるリスクはありましたが、現在は職員ネットワークとインターネットは分離されており、サイバー攻撃による被害状況はございません。

○議長（廣野房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） それでは、本町において、サイバー攻撃対策はどのように位置づけられていますか。その位置づけに基づき、基本方針の策定と今後の体制整備はどのように進んでいますか。他自治体や国の支援制度を活用した取組の可能性も併せて教えてください。

ださい。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 位置づけといたしましては、国より、地方公共団体等におけるサイバーセキュリティを確保するための方針等に係る規定が示され、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年6月に公布され、令和8年4月1日に施行されることとなっています。

本町といたしましても基本方針を町のセキュリティポリシーに含めて規定するのか、方針のみ規定を作成するのか、近隣市町の状況を踏まえて決定をしていきたいと考えております。

対策、体制整備といたしましては、平成27年に日本年金機構が約125万人の個人情報流出された事件があり、その教訓を踏まえて、多くの自治体が住民情報システムを利用するマイナンバー利用事務系、職員が運用するネットワーク事務系、インターネット系をそれぞれの回線として分離し、安全性を確保しています。また、セキュリティの脅威があるインターネットにおいては、県と県内市町村のインターネット接続先を高度な監視とセキュリティを高めたあいちセキュリティクラウドに一本化することで、サイバー攻撃のリスクを防いでいます。

なお、直近1か月間の中であいちセキュリティクラウドにおいてブロックした不正攻撃メール等は約5万8,000件でございました。

○議長（廣野房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 今お話のように、新しいタイプのサイバー攻撃は次々と発生し、これを100%防ぎ切ることはなかなか難しいと考えております。

そこで、BCPの1項目として、万一被害に遭った場合を想定し、暫定的な手作業による対応や、恒久的なシステム復旧に向けた迅速な対応、訓練は整備されているのか伺います。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 対策といたしましては、本町におけるサイバー攻撃や自然災害等によるシステム障害への備えといたしまして、まず、住民情報システムや職員が業務で使用する重要ファイルにつきまして、遠隔地の強固な地盤にあるデータセンターでのバックアップを行い、万一の際にも確実、迅速に復元できる体制を整えています。サーバーはメイン機とサブ機の2台構成、ネットワーク回線も2系統で、障害発生時には切り替えが可能となるよう複合化を実施しております。これにより、ハードウェアや通信回線の障害時にも安定稼働を確保しています。

一方、訓練といたしましては、人的要因による情報流出が多いことから、セキュリティ研修や訓練を重視しています。サイバーリスク対応といたしまして、愛知県警察本部が実施いたします標的型攻撃メール訓練に全職員が参加し、不審なメールへの対応力を高めております。その際には、万一パソコンがウイルスに感染した場合には、ネットワーク遮断や電源停止を徹底するよう周知しております。

また、総務省が主催いたします実践的サイバー防御演習にも参加し、サイバー攻撃の検知から対応、報告、復旧までの一連の流れを体験しております。

このように、ハード、ソフト両面の障害対策と人的セキュリティ訓練を組み合わせることで、被害を未然に防ぐとともに、万一の際にも迅速に復旧できる体制を整えております。

○議長（廣野房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 顕在化するサイバーリスクへの対応は、行政サービスの停止という最悪の事態を防ぐために欠かすことのできない喫緊の課題であります。本町においても、未然防止の施策を着実に積み重ねるとともに、万一被害を受けた場合を想定したBCPの策定や復旧訓練を確実に実施し、情報インフラの強靱性を一層高めていただき、町民の安心と信頼を守るための取組を引き続きお願い申し上げます。

本日の結びになりますが、持続可能なまちづくりという視点で、国土強靱化及び新技術活用について、本町の現状と課題、そして今後の方向性について幅広く質問させていただきました。

国土強靱化は単なる防災対策にとどまらず、地域の持続可能性を高め、町民の命と暮らしを守る極めて重要な政策です。国や県の動向を踏まえ、本町においても、災害に強いまちづくりを着実に進めていく必要があります。

特に防災インフラの整備強化については、地域力の発揮といった新たな視点が加わった今、行政だけでなく、地域住民や自主防災組織との連携が一層重要になってきています。

また、橋梁や下水道といった生活基盤インフラの強靱化についても、引き続き計画的な点検や修繕及び二重化、冗長化の仕組みの整備により、町民生活と地域の物流を支える安全性を確保していただくことが不可欠です。

新技術の活用については、自動運転や電動モビリティの復旧を見据えたインフラ整備、通行帯の見直し、交通弱者への配慮など、社会変化に対応した柔軟な施策が求められます。

さらに、デジタル化の進展に伴い、顕在化してきたサイバーリスクへの対応は、行政サービス停止という最悪の事態を回避するために必要な喫緊の課題です。

これらの国土強靱化と新技術活用という視点は、第7次総合計画で持続可能なまちづくりという町の将来像を描く上で欠かすことのできないものです。

今後は、補助金や交付金の活用を最大限に図りながら、町民の命と暮らしを守る施策を一層推進していただきたいと願っております。

引き続き、町民の声に丁寧に耳を傾け、実効性ある取組を進めて、持続可能なまちづくりにつなげていただくことをお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（廣野房男君） 4番、松本忠明議員の質問は終わりました。

ここで昼食のため休憩とします。

午後は1時10分から会議を開きます。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時10分

○議長（廣野房男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3 番、野坂純子議員の質問を許します。

3 番、野坂議員。

○3 番（野坂純子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。

自然豊かな幸田町において、地域の方々が長年親しんできた河川は生活環境の一部であり、心のよりどころでもあります。近年、住民の皆様から、川が以前より汚れてきた、川の中に草が生い茂っていて危ない、大雨が降ったらすぐいっぱいになってあふれそうで怖いといった声が多く寄せられております。

そこで、河川の清掃は、地域の環境を保全し、住民の健康を守るための重要な活動です。河川の清掃がもたらす主なメリットですが、地域の清掃活動は、地域住民が集まり、近隣住民との関わりを深めることができます。また、自然環境を保全し、持続可能な社会の実現に寄与します。そして、清掃活動によって周辺の見通しもよくなり、犯罪の抑制にもつながります。これらのメリットは、地域の住民にとってだけでなく、地域の将来にとっても重要です。河川の清掃は、地域の活性化と持続可能な社会の実現に向けた第1歩だと思います。

とりわけ、河床の草刈りの中止以降、その影響を懸念する声が増えています。

そこで、河床の草刈りも含め、河川の清掃を継続する自治体と中止する自治体の違いを調べてみると、主に人手、予算、住民意識、技術的困難さに起因しているようです。

自治体ごとの対応の差を生む主要因を調べて、5つほど整理してみますと、1つ目に人手不足と高齢化で、住民参加型の清掃活動が高齢化や人口減少により、継続困難になっている自治体が増えています。若年層の参加が少なく、次世代への継承が難しいという課題もあります。

2つ目に予算の制約と行政評価で、河川維持管理費の縮減など、予算見通しの影響で清掃活動が縮小された例があります。特に都市部では清掃頻度が年3回から2回に減るなど、最低限の水準に限定される傾向があります。

3つ目に技術的、安全面の困難で、川の中に入っていく清掃活動が危険、困難になってきており、住民だけでは対応できない箇所が増加して、河川構造の変化や豪雨災害への備えなど、施設の改良が優先されるケースもあります。

4つ目に住民の関心やモチベーションの低下で、なぜ住民が清掃しなければならないのかという疑問や、川や水への関心の低下が参加意欲の減退につながっています。清掃活動の意義や達成感を伝える工夫がないと継続が難しくなります。

5つ目に自治体間のノウハウ共有不足で、人集めや清掃活動の工夫がうまくいっている自治体のノウハウが共有されていないため、取組に差が出ています。

反対に継続している自治体の特徴は、市民、企業、行政が連携し、清掃活動の意義を再定義して動機づけを行っています。また、清掃範囲や方法を見直し、無理のない形で持続可能な活動に転換しています。また、清掃活動を地域の誇りや教育活動と結びつけている例もあります。

では、本町の場合でのり面の清掃などは続けられていますが、川の中、河床の草刈りは現在中止されている理由についてお尋ねいたします。

予算的な制約、人員の確保、安全面などの懸念など、どのような背景があったのか、具体的に御説明いただけますでしょうか。

○議長（廣野房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 河床の草刈りにつきましては、河川の中に徐々に堆積した土砂等に雑草や雑木が繁茂し、それにより河川断面を阻害しているだけではなく、景観的にも悪い影響があり、これまで河川管理の所管である土木課にて業者へ作業を発注し、実施してきたところであります。

よって、地域の河川につきましては、河川の中、河床でありますけれども、につきましては、行政にて草刈りを実施して、河川ののり面につきましては、地域の皆様による河川愛護活動において草刈りを実施していただき、これまで両方で連携してきれいな河川環境が保全、維持されてまいりました。

そんな中、その河川愛護活動に関して、近年、議員も言われるように地域での人手不足や出役者の高齢化等の課題があることなどから、特に夏場の活動に関して、何とかもう少し負担軽減となるようにならないかといったようなお声を、区長様を中心にお受けしたこともあり、町におけるその対応策の1つといたしまして、これまで河床草刈りとして実施してきたその予算やエネルギーを、河川愛護活動をしていただく皆様の負担を少しでも軽減できる施策に変えることはできないかといたしまして、昨年度、令和6年度からですけれども、業者発注による河床草刈りを業者発注によるのり面草刈りに舵を切り、河川愛護活動にて作業をしていただく範囲を少なくする施策に取り組んでいるところでございます。

また、河床の草刈りを実施しなくなったことによる代替事業といたしましては、同じく昨年度から河床の浚渫工事を町にて発注し、堆積した土砂と繁茂した雑草等を一緒に撤去する事業に取り組んでいるところでございます。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 御説明から、地域の手不足や高齢化といった現場の実情を踏まえ、河川愛護活動の負担を軽減するために、河床草刈りからのり面草刈りへの委託に切り替えられた経緯が理解できました。また、河床部分については、浚渫工事へと移行することで、安全性や景観の維持に継続して取り組んでいる点も確認でき、地域と行政がそれぞれの役割を補い合いながら、河川環境の保全に努めている姿勢が伝わってまいりました。

今後も地域の負担軽減と河川環境の維持が両立する取組が進むことを期待していますが、河床の草刈りの中止後、町として河川の現状をどのように把握されているのかをお伺いいたしますが、定期的な巡回や住民からの通報への対応など、現状を御説明ください。

○議長（廣野房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 河川や堤防道路の草の繁茂の状況につきましては、議員の言われるような定期的な巡回や点検等は実施しておりませんが、日々、土木課職員や親切作業員が町内へ出向く際には、道路や河川の状況や変化等に目を配る意識を持って動いておりますので、そうしたことにより、河川の状況を把握をし、また、地元区長様から

様々な情報を寄せていただくことで、現場の状況把握等をしております。

なお、区長様や住民の皆様から御連絡等いただいた際には、直ちに現場を確認するなど、時間を置かずして現場状況の把握に努めているところでございます。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 土木課職員や親切作業員が道路や河川の状況や変化等に目を配ったり、さらには住民の皆様からの情報提供を通じて、河川の現状把握に努めていることは分かりました。緊急性の高い課題、問題にはできる限り迅速に対応していただいている点は助かります。

住民の安心につながる河川管理のため、引き続き、課題の整理と改善策の検討をお願いしたいと思いますが、私も多くの方から、先日も山添川近くに住む方から相談をされました。例えば、川が臭う、子どもが遊ぶには危険、以前のように河床の草刈りを再開してほしいといった声をいただき、問合せについて可能な範囲で件数や内容の傾向をお示しいただけますでしょうか。

○議長（廣野房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 住民の皆様からの、この河床の草刈りに関するお問合せ等についてであります。こちらにつきましては、お電話にて数件のお問合せはいただいておりますが、内容的には今年はやらないのといったような確認的な趣旨であり、いわゆる大きな苦情といったようなものについてはございませんでした。

また、実際にはですね、土木課の窓口等において、町担当者が各区長様と地域の要望内容や河川愛護活動等に関してのお打合せをさせていただいている際に、河川愛護活動でのり面における作業範囲に関する内容や、町工事として実施する河床における工事範囲の確認等に関して話題に上がることはよくございます。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 河床の草刈りの中止によって、環境面や安全面、さらには地域のつながりにどのような影響が出ていると認識されているかをお伺いします。特に子どもや高齢者が利用する河川周辺の安全性について、町としてどのように捉えておられるのか、御見解をお聞かせください。

○議長（廣野房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 先ほど申し上げさせていただいたようにですね、河床の草刈りににつきましては、昨年度からのり面の草刈りと河床の浚渫に切り替えて実施させていただいております。特に河床の浚渫につきましては、実施することで、河床にある堆積した土砂と繁茂した雑草、雑木等を一手に除去できるという利点がございます。

その年度に実施できる河川の数から、実施する区間の延長や作業量等には限界もありますが、地域の皆様による河川愛護活動や清掃活動と一体となって実施することで、地域の中にある河川の安全性はもちろん、現地の景観度や地域住民の方々に持っていただく河川に対する親水意識の向上など、地域の生活環境のアップにもつながっていくものと、このように考えております。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 本町が河床の草刈りから浚渫へと方向を切替え、土砂や雑草を効果

的に除去することで、より実効性の高い河川管理を進めていることがよく分かりました。

また、限られた区間や河川の数での実施となる中でも、地域の河川愛護活動や清掃活動と連携しながら、安全性の確保だけでなく、景観の向上や、住民の親水意識にもつなげていこうとする姿勢を理解いたしました。町と地域が一体となって、環境整備に取り組むことで、子どもから高齢者まで、誰にとっても安心して河川に親しめる環境が整えられていくことを期待いたします。

次に、河床の草刈りも含め、河川清掃活動について、他の自治体ではどのような取組が行われているのか、町として情報収集や事例研究をされているかをお伺いいたしますが、例えば住民参加の清掃活動や、企業との連携による環境保全など、参考となる事例があれば御紹介ください。

○議長（廣野房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 他の自治体での取組等についてはとのことでございます。

西尾市や岡崎市においては、国の直轄管理河川である矢作川におきまして、国主導で「川と海のクリーン大作戦」銘打った清掃活動を地元住民や企業、学校、NPO等が連携、協力して実施をされております。

また、同じく岡崎市では、市の中心部を流れる乙川において、NPO法人が主体となって、「乙川リバーフロント地区かわまちづくり事業」として、河川敷の清掃活動を実施している事例もございました。

また、ほかにも地域企業のCSR活動や、市民団体等による自主活動として様々な作業活動やイベント等が企画をされ、実施されているようであります。

なお、本町においても町施策と連携をして、これまで全町的に各地域で長年活動してきていただいた、河川愛護活動につきましては、参加者の皆様の御負担になっている部分があったりと、様々な課題等はあるかとは思いますが、周りの同じ自治体職員と情報交換等をする中においても、河川管理者として大変ありがたい活動であり、また外に向けてもある意味、本町として本当に自慢できる、すばらしい活動であると自負できると思っております。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 私も調べたところでは、近隣市ではありませんが、継続している自治体の特徴で、1つ目の事例で、清流を守る市民活動と称して、岐阜県の郡上市では長良川の清掃活動を「清流の国ぎふ」ブランドと結びつけ観光・地域誇りの一環として継続をしています。市民団体や学校、観光業者が連携し、年数回の清掃イベントを地域行事として定着しています。清掃活動後に、川遊びやバーベキューなどを組み合わせ、楽しさと達成感も両立しています。

事例2つ目で、東京都の世田谷区では、「学校との連携型清掃」と称して、小中学校の総合学習と連動し、多摩川の清掃を環境教育の一環として実施しています。清掃前後に、水質調査や生物観察を行い、学びと体験を融合しており、地域の環境団体と連携し、継続的な学習機会を提供しています。

事例3つ目に、大阪府枚方市では、「企業協賛型の清掃活動」と称して、淀川の清掃活動に地元企業が協賛し、社員ボランティアとして参加しています。清掃用具や飲料提

供など、企業のCSR活動として位置づけをしており、市は企業と協定を結び、持続可能な仕組みを構築しています。

事例4つ目は、熊本県人吉市では、「災害復興と清掃の融合」と称して、令和2年の豪雨災害後、球磨川の清掃活動を復興の象徴として再構築をしています。被災住民とボランティアが協力し、清掃を通じた心のケアと地域再生を実現、清掃活動が地域の絆を深める場となっています。こうした事例は単なる清掃ではなく、地域の誇り、教育、企業連携、復興などと結びつけることで、持続性と参加意欲を高めています。

本町でも河川の近くに住む住民の方々の関心が高い中で、繰り返しになりますが、河床の草刈りの再開はと問われたら、町としてどのように御説明をされるのかお尋ねいたします。

○議長（廣野房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） この河床の草刈りの再開に向けてということでございます。

これにつきましては、これまで御答弁をさせていただいてますように、河川愛護活動との連携を考慮をしながら、川の中の草への対応といたしまして町の施策としては、河床の草刈りから、のり面の草刈りへシフトをさせていただきました。

当面は、このシフトさせていただいたことに伴うよかった点、逆に悪くなってしまった点等を整理しながら、まずは同じく昨年度から取り組み始めさせていただいた河床の浚渫事業について、予算等の制約等があり、十分なものとは言えないかもしれませんが、行政が実施する川の中の草への対応として、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 本町が河床草刈りの再開を急ぐのではなく、まず施策転換の成果や課題を丁寧に見極めながら、行政として、可能な河床対応を進めていく姿勢が示されていることが分かりました。

特に、浚渫事業を継続しつつ、地域の活動との役割分担を大切にしていく方針は、現場の負担軽減と河川環境の維持を両立させようとするものだと感じました。町としての、今後の判断を引き続き注視していきたいと思います。

では、違う視点で河川愛護活動において、参加者の安全確保が重要となりますが、熱中症対策、作業時の危険防止、保険加入など安全対策の整備について、町としてどのような準備が可能かをお伺いします。

○議長（廣野房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 改めて、この河川愛護活動につきましては、活動内容を取り巻く近年の状況変化等もございますが、活動そのものは、各地域へ継続をしてお願いをさせていただきながら、所管課といたしましては、昨年度から河川堤防の舗装や、草刈り機材への支援拡大など、活動していただける皆様の負担軽減につながる施策に取り組んでまいりました。

さらには、夏場の活動時の熱中症への直接的な対応策といたしまして、活動保険の適用範囲に熱中症を加え、万が一の際への対応とさせていただきました。

今後も、活動していただける地域の皆様をはじめ、活動統括をしていただいております。

す各区長様の御意見、御要望等を伺いながら、必要な準備、対策を講じさせていただき、引き続き安全に気持ちよく活動をしていただけるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 最後に、町としての方針や住民との協力体制について、丁寧な情報提供などお願いしたいと思いますが、河床の草刈りの今後の方向性について、住民の皆様にとどのように周知というか、お知らせをされるかをお尋ねいたします。

○議長（廣野房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 今後の、この河床草刈りの方向性等についてでございます。

河川における内空の管理におきましては、特に今回、議員が着目をしていただいた堆積する土砂、繁茂する雑草や雑木への対応につきましては、河床、のり面、堤防道路など、場所やその役割等は違いますが、いずれも河川の環境を保全をし、維持していくには、常に状況を把握して、しっかりと対応管理していかなければなりません。

今現在、行政では、昨年度より堤防道路の舗装や河川の浚渫等を本格的に実施してきておりますが、行政の実施する施策や効果等には、どうしても限界がございます。

したがいまして、これまでどおり、河川愛護活動や清掃活動など、地域の皆様のお力もいただきながら、地域と行政が一体となって、地域の中にある河川を愛着のある安全で親しみやすい河川とするべく、連携して取り組んでいくことが必須であると思っております。

そのためには、地域の区長様としっかりとお話をさせていただきながら、行政側といたしましても、地域側の声にも、しっかりと耳を傾け、あわせて町の施策方針、発注工事の情報等もしっかりと地域側へお伝えをしながら、進めてまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 町としては、河床、のり面、堤防道路など、河川の様々な場所をバランスよく管理していくことが大切だと考えているということですね。

昨年度からは浚渫工事や、堤防道路の補修なども進めているものの、行政だけでは対応し切れない部分もあるため、これまで同様、地域の河川愛護活動や、清掃活動等、力を合わせて取り組まれるとのこと、また区長さんをはじめ、地域の皆さんのお声を丁寧に伺いながら、町の取組や工事の情報なども分かりやすく伝えていく方針が分かりました。

今回、河床の草刈りに関する住民の声を受けて、本町の現状と今後の対応についてお伺いをいたしました。今後も、住民の皆様に分かりやすい情報を伝えながら、地域と協力して、安全で景観など心地よい河川環境づくりが続いていくことを期待しております。

どうぞよろしくお願い申し上げ、次の質問に移ります。

災害時、やむを得ず車中避難者への支援体制について質問をいたします。

平時より、災害に備える上で、自助が最も重要であるという認識は私自身も深く共有しております。しかしながら、実際の災害時には避難所が満員で入れなかったり、感染

症への不安、ペットの同伴、介護が必要な家族の存在など、様々な事情により、やむを得ず車中で避難生活を送られる方が想定されます。このような方々は、避難所にいる方々とは異なる環境下で、孤立や健康リスクを抱えながら、避難生活を続けることとなります。町としても、こうした多様な避難形態に対応した支援体制の整備が求められると考えます。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

まず、やむを得ず車中避難をされる方に対し、町としてどのような支援が可能な体制になっているのか、現時点での対応内容についてお伺いしますが、例えば、物資の提供、トイレや水の確保、健康確認など、どのような支援が可能なのか、またその支援は、どんな場所で受けられるのか、町の想定をお伺いいたします。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 災害時に、やむを得ず自家用車などの車中で避難生活を送られる方に対しましては、避難所や在宅で避難生活をされる方と同様に、食料、水、携帯トイレなど、必要な物資の支援は行う予定であります。

これら支援につきましては、開設されている町の指定避難所で行います。健康相談などにつきましても、保健師などが避難所を巡回する際に、その他の避難者と同様に、そこで実施するという予定でございます。なお、簡易トイレのテントや便座を個別に設置すること、または支給することや、避難に使用している車両を個別に訪問するなどして、健康確認を行うことにつきましては、現在想定してございません。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） やむを得ず車中で避難される方につきましても、避難所や在宅避難者と同様に、食料や水、携帯トイレなど必要な物資支援を行う体制が想定されていることで、少し安心はしました。

一方で、車両ごとにテント型トイレを設置するなどの個別支援や、車中避難者への直接訪問による健康確認については、現時点では想定されていないことも分かりました。

車中避難を選択せざるを得ない方に対し、一定の支援が準備されていることは心強い一方で、車中避難特有のリスクで、血栓症の懸念など、個別配慮には課題が残ると感じました。避難状況が多様化する中で、より安心して避難できる体制が今後、検討されることを期待いたします。

次に、避難所に入れず、車中で避難されている方々を、町としてどのように把握し、必要な支援につなげていくのか、その仕組みや登録方法についてお伺いをします。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 支援を希望される場合は、避難所に入る・入らないにかかわらず、開設されている町の指定避難所において、避難所利用者登録票に御記入いただき、避難者登録をしていただきます。支援物資につきましては、基幹的避難所となる小中学校、高校へ地区公民館などの避難所を含めた必要数をまず配分し、そこから各避難所から取りに来ていただくことで、再配分をするということを想定しております。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） やはり、避難所以外にいる方々も支援対象として捉えるべきだと考

えます。町として避難所にいない方々も、どのように情報を共有し、支援を連携していくお考えか、お聞かせください。特に、情報弱者となりやすい高齢者や障害のある方への配慮も含めた対応が求められると考えます。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 議員がおっしゃるとおり、本町といたしましても、避難所を利用される方以外も支援対象として捉えるべきであると考えております。

また、情報の発信につきましては、高齢者や障害のある方を含めて、町の防災行政無線やこうしたタウンメール、公式LINE、ケーブルテレビ、その他、災害時に使用できるツールをフルに活用しまして、情報発信、情報共有に努めてまいります。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 多様な情報発信手段を組み合わせ、避難所外で過ごす方々にも情報が行き届くよう取り組まれている点は心強く感じますが、一方で、災害時には通信環境が不安定になる可能性や、そもそも各ツールを使いこなせない方も想定されます。情報弱者になりやすい方への確実なフォロー体制について、より具体的な検討が進められることを希望いたします。

そして、車中避難は、エコノミークラス症候群などの健康リスクを伴う避難形態です。町として、車中避難者の安全確保や健康維持のために、今後どのような取組を検討されているか、具体的な施策や計画があればお示しください。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） エコノミークラス症候群など健康リスクにつきましては、これまでの災害からどのような状況で起こっているかが分かってきております。車中で避難生活をされる方だけでなく、避難所などの避難生活においても、狭い場所で同じ姿勢で居続けることや、不衛生で劣悪な環境となったトイレになるべく行かないで済むように食事、水分を取ることを控えることなどによって、エコノミークラス症候群が発生が頻度が高くなると言われております。

健康リスクを増大させないためにも、引き続きの取組とはなりますが、個人でやれること例えば食料や水、携帯トイレなど、必要な物資を御自宅に備蓄していただく自助、トイレの清掃や使用のルール徹底など、避難所ごとにおけるトイレ環境の維持を避難者自身が協力して行う共助の取組の重要性について啓発を行っていくとともに、今後、基幹的避難所でマンホールトイレが未整備である中学校や高校への整備など、公助の取組を進めていきたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 御答弁では、エコノミークラス症候群のリスクは車中避難だけでなく、避難所でも発生し得ることを踏まえ、自助、共助、公助を組み合わせ、対策を進めるとのお考えが示されました。具体的には、備蓄の啓発やトイレ環境維持の協力、そして中学校や高校へのマンホールトイレ整備を継続していくとの説明をいただきました。

住民一人一人の備えと地域の協力に加え、町としても環境整備を進められている点は、よいと思いますが、やむを得ず車中避難者特有の健康リスクに対する具体的な支援策の検討が今後は求められると感じました。

そこで、他の自治体では、災害時に備えて、車中避難スペースの確保や、車中泊ゾーンの指定などの事前対策を講じている例も見られます。車中泊避難に力を入れている自治体として、愛知県豊田市や新潟県新潟市、高知県のいの町などが挙げられます。これらの自治体は、事前対策や訓練、周知活動に積極的です。

愛知県豊田市の場合、車中泊ハンドブックを作成し、災害時に車中泊を選択する住民向けに、避難手順、健康リスク、快適に過ごす工夫などを丁寧に解説、避難先選定のフローチャートや車中泊の心得などを掲載し、平時からの備えを促進しております。

新潟県新潟市の場合は、市公式サイトで車中泊避難の注意点、エコノミークラス症候群対策、暑さ寒さ、一酸化炭素中毒への対応を詳しく紹介しております。そして、やむを得ず車中泊を選択する場合には、事前に対策を確認しておくようにと住民への啓発を強化しております。

高知県のいの町では、全国初の自治体主体による車中泊避難所、運営訓練を実施しました。

ほかにも、高知市、日高村などで車中泊避難所の受入れ訓練を行い、地域ぐるみでの支援体制構築を進めております。

これらの自治体は、感染症対策や避難所の混雑を背景に、車中泊避難をやむを得ず選択肢として位置づけ、安全、健康、情報共有の観点から、支援体制を整備しています。

本町でも、こうした先進事例を参考に車中泊避難スペースの確保などを検討することで、より包括的な災害対応が可能になると考えられますが、本町においても事前の準備を進めるお考えをお伺いします。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 本町では、車中泊避難専用のスペースはございませんが、複数の町内企業と駐車場などの一部を避難スペースとして利用できるよう協定を結んでおります。

大規模災害時は、渋滞、事故の発生、緊急通行車両の通行の妨げとなることが考えられることから、車を使った避難を推奨しておりますが、健康リスクに関する事前の周知などは必要と考えておりますので、事前の準備として検討してまいります。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 車中泊専用ではないものの、町内企業との協定により、駐車場等を避難スペースとして利用できる体制が整えられていること、また、大規模災害時には、車での避難は推奨していないものの、健康リスクに関する周知など必要な事前の準備として検討を進めていくとのお考えが分かり、少し安心しました。

一定の避難場所を確保と、今後の検討姿勢が確認できた点はよかったと思いますが、先日も11月の大分市佐賀関地区の大火災では、170棟以上が被害を受け、175人以上が避難を余儀なくされたと報じられておりました。そして、ペットを連れて車中避難した男性がテレビに出ておりました。車中避難が選択される現実を踏まえ、より具体的な受入れ態勢の準備が整備が今、今後求められると感じました。

最後に、車中避難を余儀なくされた方々に向けて、健康リスクや注意点、支援を受ける方法、そして繰り返しで恐縮ですが、車を止めても邪魔にならない場所、広場など詳

細に周知していくことが重要と考えます。町として、平時からどのような啓発や情報提供を行っていくお考えか、具体的な取組についてお聞かせください。

○議長（廣野房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 先ほど少し申し上げたとおり、車で避難生活を余儀なくされる方だけでなく、避難所で避難生活をする方にも健康リスクや注意点、支援を受ける方法など、事前の周知について検討が必要であると考えております。

本年3月、内閣府から南海トラフ巨大地震が発生した場合の新しい被害想定が公表され、愛知県におきましても、来年6月頃に新しい被害想定を公表するという予定であると聞いております。それに伴いまして、本町におきましても、既存の地震ハザードマップを更新する予定でおりますので、更新の際には、啓発記事として掲載するとともに、平時に実施している防災講話などでも周知を図っていきたいと考えております。

なお、車両を止めてもよい場所などの事前周知につきましては、事前に周知することで、車両を使って避難を推奨すると誤解を生みかねないこと。また、大規模災害時において応急復旧を進める上で、広場などのオープンスペースは非常に重要で有用なことから、今後の進め方は慎重に考える必要がございます。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 車中避難に限らず、健康リスクや支援方法の事前周知が大切であり、その上で、南海トラフ巨大地震の新たな被害想定に合わせて、地震ハザードマップを更新し、啓発記事を掲載すること、また平時の防災講話などを通じて周知を進めていくとお考えを示していただきました。

平時からの情報提供を強化していく姿勢は、大変心強く感じます。一方で、車中避難を選ばざるを得ない方々が、安全に行動できるようにするための具体的な注意点や、支援の受け方については、やはりより丁寧で分かりやすい周知が求められると感じております。

重ねてお伝えをいたしますが、その時々で変わりますが、避難所に入りたくても様々な事情で入れない場合があります。災害時の多様な避難形態に対応した支援体制の整備と、誰一人取り残さない支援の在り方について、今後の施策に生かしていただければ幸いです。どうか、よろしくお願いをいたします。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂純子議員の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩とします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（廣野房男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、丸山千代子議員の質問を許します。

14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 通告に従いまして、順次質問をまいります。

まず1つ目は、物価高騰の下での令和8年度予算編成方針についてであります。

物価高騰による、町民生活への影響が深刻化しております。

さらに、１０月に発足した高市政権では、医療、介護などの社会保障の改悪が進められております。特に今、市販薬と同等の効能がある処方薬、ＯＴＣ類似薬の患者負担増など、保険外しの議論が進められるなど、国の政治においても、福祉切捨て町民生活への負担増へと直結するものになってきております。こうした状況の下、税金の使い方を検証しつつも、物価高騰対策に全力を尽くすこと、そしてこれまで以上に町民福祉の増進、命と健康を守ることが自治体の責務ではないでしょうか。

そこで、１０月１５日に、町長が出された令和８年度当初予算編成方針について、具体的に検討事項や内容などを問うものであります。

１つ目には、令和８年度当初予算編成について詳しくお尋ねするものであります。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 令和８年度の当初予算編成についてでありますけれども、本町におきましては令和６年度の決算におきまして町税は、大手自動車関連企業の業績の影響等により９１億円を超えるなど、歳入においては堅実な回復傾向がうかがえる一方で、人件費及び扶助費といった義務的経費は前年度の伸びがおおむね１０％に達し、今後も公共施設の維持修繕費など、経常経費の増加が予想がされております。

また、ふるさと納税におきましては、令和６年度決算におきまして約５億円の減少であり、財源としては不安定要素を露呈する形となったことから、当初予算におきましては、令和７年度予算と同様に、抑制した予算組みとすることとしております。

このような財政状況を鑑み、令和８年度当初予算編成に当たりましては、歳入にありましては、自主財源及び国県支出金を的確に捕捉するなど、事業実施に当たっては個々の職員のみならず、各部局の職員が財源の確保に努めることとしております。また歳出に当たりましては、当初の目的を達成した事業等につきまして、いま一度、取捨選択に努め、町民のニーズを達成すべく取り組むこととして、予算編成を行っているところでございます。

○議長（廣野房男君） １４番、丸山議員。

○１４番（丸山千代子君） 重点配分といたしまして、７項目にわたって計画が立てられようとしているわけでありまして。そうした中で、気がついたことでお尋ねしたいと思っておりますけれども、この令和７年度と同じように抑制した予算編成方針と言われましたけれども、令和７年度の予算を立てるときには、カットカットということで一律１０％カットということも進められてきました。

それで、お伺いしたいんですけれども、１２月議会、今議会におきまして補正予算では、自動車関連産業の好調な成績によって約６億近い増収が見込まれて６億１，０００万円の増収が見込まれております。

そしてなおかつ、ふるさと寄附金が１０億の補正予算を組まれているということからすれば、実入りとしては１１億、１２月議会では補正を組まれているわけですし、なおかつ当初予算で組んできた財調これを取崩しをしないで、そしてそのまま積み立てられるというようなことで、財調も２５億に上がってくるということから考えると、令和８年度予算においては、なぜそうして抑制した予算編成になるのか、その辺のところをお

伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 先ほど、議員言われましたとおり、12月議会において税収の増で6.1億円、その他のふるさと納税も10億円増やしております。

ただ、このふるさと納税につきましては、特殊要因が少しありまして、今年度10月からポイント制がなくなるということで、9月に多くふるさと納税の寄附がございました。そういったところも考えまして、12月が一番書き入れ時でありますので、そういったところを見まして、入ってくるのに対して返礼品のお金と、そういったものを用意してないと実は支払い等ができなくなってしまう、そういったところも考えまして、一応10億円増やして30億としたものであります。ただ、こちらの金額については確定をしておるものではございませんので、あくまでも仮に10億円増やして30億としたものであるというふうに認識をしております。

ただ、先ほど言われましたとおり、財調が25億になるということで、何でこれでカットだということでもありますけれども、幸田町の財政、今回、幸田町だけでなく、近隣も含めて地方公共団体、皆さん苦勞しておるところは、人件費、昨年度、令和7年度の当初予算におきましても、幸田町も実は人件費については7年度当初予算でも10%、詳しくは9%です。4.1億円増えております。それから扶助費についても8.4%、3億円増えております。さらに修繕等、町民会館も含めて修繕、昭和40年、50年代に造られた施設が多くあったり、学校等もそういったものも含めて修繕が割と多くなってきたおると、そういうようなところも含めて考えていくと令和8年についても、やはり人勸それから最低賃金の公表もありましたとおり、さらに人件費が増えていくだろうと。そして人件費も増えてインフレ等も進んでおるものですから、それに関連して関連事業費等も全て増えていくと、そういった中でなかなかやはり苦しい状況であると、財調についても実は、この25億全て使うというふうにはいかない、それから将来的に大型事業等もあるというところで、なかなか全ての事業、いろんな事業を全てやっていくというわけにはいかないということでの状況でございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今回の、予算編成方針が7ページにわたって事細かに書かれているわけでありまして。そういう中で、この内部調整においては、事業の優先順位づけ、それから事業見直しの徹底と、そういうことが盛り込まれているわけでもありますけれども、その中で、先ほども言いましたように、検討事項この優先順位から検討事項という、いわゆる先延ばしにしていく事業、それからやめる事業こういうのがあるかというふうに思うんですけれども、今現在考えられているのは、どのような事案があるのかお答えいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） まだ予算の編成の途中であるものですから、この事業はやりませんとか、そういうのについては、ちょっとなかなかお答えが難しいところであります。

逆に、やっていかなければいけない部分っていうところでは、南海トラフ巨大地震等

に関する国土強靱化に対するものであったり、人々の安全安心に関する取組、町民の生活基盤の安定についてということで、公共交通のネットワークの充実であったり、子育て関連では、小中学生へのタブレットの更新そういったものであったり、行政手続のオンライン化であったり、逆に遅らせることができない、そういったものについて予算を優先的につけていくというふうに、今は考えております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） この中身を見ますと、町長は補助金を使えるものは使って新しい事業を始めるということを今までもやっていらっしゃったわけでありましてけれども、今回、この補助金が見つからないものにつきましては、原則として一般財源の肩代わりは認めないというようなことでやられるわけでありましてけれども、こうした今までの、その財政運営に当たって、補助金を使って新しい事業を始めてきたこのことが、経常経費の増になってきたというのも全く理由がないということでもないというふうに思うわけでありましてけれども、そうしたことが今回はその辺のところは見直しをし、新たな新事業というのは行わないというようなことを考えられているのか、それとも学校給食のように、国が令和8年度4月から始めるというようなことで、これは国が率先してやるわけですから町としても、国に合わせるということを答弁してきた経過があるわけですので、その辺のところは進めていくと、どのようなこの理解したらいいのかお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 安全安心に係る部分については、優先して率先してやっていきたいというふうにも思っております。

また補助金がないものは、全てやらないのかということでもありますけれども、こちらについても事業の必要性、優先順位という中で、どうしてもやっていかなければいけない事業については、単町でもやっていく必要はあるかと考えております。ただ、事業の中には、補助金をもらってやっていける事業もあるということでもありますので、そういう事業についてはしっかりと補助金を確保してから、事業を実施していきたいという、そういった考え方でございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 補助金の考え方につきまして分かりました。

次に、歳入の関係で述べられているわけですが、使用料手数料、この辺につきましては、受益者負担の適正化と公平性を点検をするというようなことを述べられているわけですが、これはどういう内容なのかということでもあります。

そこで、もう一つあるわけですが、今度の公共交通、この有償化の検討ということも述べられているわけですね。これは、予算編成方針にはなかったわけですが、しかしながら、前に示された協議会の中で示された中では、こうしたことが言われているわけでありまして。こうした使用料、手数料の受益者負担の適正化ということは即町民にかかってくるこういうものでありますので、その辺のところやはり、今の物価高騰の中での町民生活の影響というのは大きなものがあるということから考えると、こうした負担の適正化それから公平性、こういうことは、今まで据え置いてきたものを上げ

ていくと、こういう方向はやはりやめるべきではないかと思うわけですが、その辺のところはどのように理解したらよろしいのでしょうか。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 使用料、手数料についてでございます。

幸田町について、ちょっと間違っと思ったら申し訳ないですけど、平成22年に一齐に条例等を変えて、使用料、手数料を上げておったかと思います。そのとき以後、現在まで個々で少し上げたのはあったのかもしれないですけど、基本的には上げてない状況でございます。そういった中で、人件費であったり、それから運営費、そういったものも物価の高騰とともに上がっている状況でございます。そういった中で、実際には利用者が利益を受けている中で、税金でその部分、さらにこう使っていない皆さんの負担もいただいておりますというところでもありますので、利用してみえる方にとっては少し使用料、手数料が増えて負担が増えてしまうということでもありますけれども、全体の公平性という中で、この使用料、手数料をもう少しバランスよく上げていく必要があるのではないかというふうに思っております。

隣の岡崎市さんでは、おおむね1.5倍、それから他のところでもかなり金額的に大きく上げておるという状況もございますので、そういったところ、今までかなり長い間上げてなかった部分もありますので、そういったところも含めて、金額等をどういうふうにしていくかというのは考えていきたいと思っております。

また、公共交通の関係チョイソコこうたの有償化についてでありますけれども、こちら、現在考えておるのは1台を3台にしていくということの中で、かなり財政的な負担も大きくなるということもありますので、実際に利用される方に負担をいただきながら運営をしていきたいと、持続可能な公共交通体系にしていきたいという思いもありますので、そういった中での有料化の検討でございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） なぜこの時期に使用料、手数料の引上げを検討しなきゃなんのかということでもありますけれども、今現在、財政的にも少し好調になってきた、こういう中でさらに町民生活への負担増を強めるのかということは、やはり町民からも、ブーイングが起こってくると、こういうことにもつながりかねない事態であります。今までも、財政が厳しい厳しいといって10%カットしてきたにもかかわらず、さらに財政がちょっと上向きになっても厳しいとこういう状態、碧南市が非常事態宣言を出しましたが、けれども、もともと幸田町もその財政が豊かということで皆さんが考えられている。実際、不交付団体でありますので、そうした点におきますと、財政的には比較的、優位に立っている部分があるわけでございます。

しかしながら、国の政治におきましては、不交付団体ということで、本来国が負担しなければならないものも独自で負担をしていると、こういう状況は重々、分かるわけですが、しかしながら、この政治の状況を変えていかなければならない。いわゆる幸田町の町政を変えていかなければ、いつまでたってもこの財政が厳しいというのは収まらないというふうに考えるわけであります。財政が上向きになってきても厳しい状況だということを言われるわけでもありますけれども、その辺のところは、人件費の増、

あるいは扶助費の増、そうしたことが1つの原因と言われるわけではありますが、それはそれとして、やはり住民生活に関わる部分につきましては、やはり負担増はやめるべきだというふうに思うわけであります。

次にお伺いしたいわけでありますけれども、国民健康保険税、国民健康保険が非常事態ということで、運営が厳しい。それで福祉産業建設委員会の中では、値上げ案が2案示されました。これ、12%の引上げを予定をされているというようなことが示されたわけでありますけれども、今こうした国保税の引上げというのは、さらに圧迫をするということを考えるならば今、財政も上向きになってきたこういう状況から見ると、一般会計から繰入れをしながら引上げをしない、こういう立場に立てないのかということでありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 住民の生活の負担の増はやめるべきだということで使用料、手数料の増はいかがなものかということでありましたけれども、幸田町について、今まで使用料の手数料の見直しを定期的にやってきていないということが、問題点の1つかなというふうに思っております。定期的に、例えばもう人件費であったり、インフレ率であったり、そういったものが伸びてないなら4年に1回でも一回確認してみて、伸びてないのでそのままにしましょうでもいいですし、4年ごとにそういった人件費であったり事業費、そういったものを見ながら適切に、利用料、使用料そういったものの改定もしていくことが、今後は必要であろうというふうに思っております。

今回については、大分過去から、間を置いております。それから人件費、それから事業費も高くなっておる状況でございますので、こちらについては来年度に見直しを図っていききたいというふうに考えております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 国保税につきましては、また後で質問もしたいというふうに思うわけであります。

そこで、今回は予算編成方針の考え方についてお伺いをするわけでありますので、先ほどから伺う内容でお願いしたいというふうに思います。

そこで今回は、財政が上向きになったにもかかわらず、組めない。この1つの影響が、人件費の増、それから扶助費の増、最低賃金の引上げによるいろんなものに対する引上げの内容になってくるということで、予算が厳しいということを言われるわけがあります。お聞きしたいわけですが、こうしたことが、来年度予算に対しては、どれぐらいの不足になるのかということでもあります。毎年、予算査定をする中で、幾ら不足するのかということや、ずっと出されているわけですが、今回、予算がなかなか組めないという、その不足額というのはどれぐらいになるのか、分かってる範囲がありましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 現在、歳入と歳出の乖離について、数字は出ておるわけでありますけれども、その数字によって、今後いろいろと一人歩きするのも、どうかというところもありますので、やはり町としてもいろいろ、町民の皆さんにサービスとして提

供したいという事業もたくさんあります。それから、歳入の面での税収も増えてきておりますので、そういったものも当てにしながらというところもありますけれども、やはりタブレットのように必ずやらなければいけないのであったり、町民会館で修繕等が必要になってきたりという、そういったところも含めて全体で考えていきますと、毎年やはり、歳入と歳出の差はかなりいつも大きい形になっております。そこから財調であったり、起債であったり、そういったものを投入しながら、なんとかつじつまを合わせながら予算編成を行っている状況であります。なるべく財調についても、やはり令和6年のときありましたように、ふるさと納税がやはり予算額に達しなかったりだとか、税収が急に落ち込んだりだとか、災害が起きたり、そういったところもありますので、ある程度は財調を残しておかなければいけないというところも考えておりますので、そういったところも勘案しながら予算編成をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 令和7年度の予算編成のときには、令和7年度予算、今年度予算では、200億7,000万円ということで組まれたわけであります。そして令和6年度の決算では、209億6,575万円という金額だったわけですが、この予算に対しての執行率、これがいつも大体90%ということで、そして不用額をいつも12億13億というような不用額を出されているわけでございます。それから考えるときちゃんと予算を立てたからには予算をきちんと使うべきだという、この考えに立つべきじゃないかなというふうに思うんですね。令和6年度では、流用や充当が多かった、こうした予算の立て方が、カットしたにもかかわらず残してしまうと、こういうようなことも今までずっとやられてきた、この辺を見直しながら、きちんと町民生活を守る、この立場に立つべきだというふうに思います。そうした点に立ちながら、学校給食の無償化、これは、やはりこの予算編成方針の中には載っておらんかったわけですが、この国が令和8年度4月から実施をするということからすれば、さらにこの辺のところも盛り込みながら、予算編成を立てていただきたいということをお願いして次に移りたいというふうに思います。

次に、小中学校トイレ洋式化100%についてお伺いをいたします。

小中学校のトイレの洋式化率は、現在平均で61.5%、最も低い小学校は中央小学校で34.8%、中学校は幸田中学校で58%となっております。国においては、トイレの洋式化を調査をして、全国では約70%となっております。この状況は、幸田町は全国平均から見ても低い洋式化率となっております。小学校の子どもたちは、学校のトイレが汚くて我慢をしていると、こういう声が寄せられております。私も中央小学校を利用するとき、運動会等で利用させていただくわけですが、本当に老朽化して水洗化なんですけれども水がぼたぼた落ちて周りが汚い状況、とても本当にこうした状況では入りづらい、大人でも入りづらい、ましてや子どもたちは生まれたときから洋式化、この中で育っているわけですので、保育園などもそうですね。保育園も全て洋式化されております。この学校トイレの洋式化につきましては、私は2023年12月議会でも取り上げてまいりました。答弁としては、幸田町の学校トイレの洋式化

率は50%で、改修する費用は約6億円と、こういう答弁でありました。また、2024年9月議会では吉本議員が、一般質問で取り上げられました。今日も、取り上げられましたけれども。そのときの答弁が令和8年度から3か年計画で改修をする、それが約4億2,000万円という答弁でありました。そうした度々と、学校トイレの洋式化これは待ったなしであります。早急に計画をして、学校トイレの洋式化100%完了するということについて伺いたいと思います。

そこでお伺いしたいわけでありますけれども、現在の洋式化率、小中学校別にお答えいただくということと、それから小中学校別に和式洋式の数をお答えください。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 各小学校、中学校のトイレの設置数を和式、洋式別、そしてせっかくですので、洋式率も含めて順番に御説明します。なお、この数値につきましては本校舎だけではなく、他の体育館等の施設も含めて説明をさせていただきますので、御了承ください。

坂崎小学校、和式32、洋式26、洋式率44.8%。幸田小学校、和式51、洋式71、洋式率58.2%。中央小学校、和式49、洋式31、洋式率38.8%。荻谷小学校、和式30、洋式38、洋式率55.9%。深溝小学校、和式16、洋式49、洋式率75.4%。豊坂小学校、和式21、洋式39、洋式率65.0%。幸田中学校、和式32、洋式40、洋式率55.6%。南部中学校、和式5、洋式40、洋式率88.9%。北部中学校、和式27、洋式58、洋式率68.2%。9校合計で和式263、洋式392、洋式率59.8%の状況です。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 2年たって、ようやく全国平均に近づいてきたということでありますけれども、しかしながら、この和式トイレを洋式化するに当たっては、今現在、和式が263基あるわけですね。あわせて学校でいいますと、655基になるわけですが、それで和式トイレを洋式化すると、これは今の数は確保できないと、見てもらえば分かるわけですが、和式のトイレの部屋、スペースこれを洋式化すると、とても入らない、入り口が狭くて入りづらい、こういう状況が生まれるものですから全てやり直さなければならないというふうに考えると、スペースが足りないわけですが、その辺のところ、この現在の和式の数を合わすと洋式の数を合わせた数が確保できるかということでありますけれども、その辺のところはどのように見積りを立てておられるのでしょうか。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 議員がおっしゃるとおり、現在の和式のスペースに対して、1つのボックスを洋式化すると、もう少しスペースが必要になるので、数が減るんじゃないかというのは、おっしゃるとおりです。

そのために大事なのが、来年度予定しております実施設計、この実際の実施設計をするのと、あと先ほどの吉本議員からもありました乾式化に合わせて、配管の修繕をしてくるとなるとかなりの工事になる。それらを含めた実施設計によって数がどのようになるかというのは分かってくるので、今現在の時点では、私がこの数字が全町でどのぐら

い変わってくるのかというのは承知していないところでございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 朝の吉本議員の質問に対して、この学校トイレの洋式化、これを令和8年度からやっていくということでもありますけれども、そうしますと、この1校当たり1億円というような金額を出されました。1校当たり1億円ということを考えると、約9億必要かというふうに、そこまでならないかもしれませんが、大体どれぐらいの見積りを立てられるのかということでございますけれども、その辺のところは9億も見積りを立てられたんでしょうか。その伺いたいと思います。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 現在の実施計画書に掲げる計画では、来年度、幸田小学校及び中央小学校のトイレ改修の実施設計を行い、令和9年度に幸田小学校及び中央小学校のトイレ改修工事及び、令和9年度は次の坂崎小学校及び荻谷小学校の実施設計を行うところまで、実施計画書に計上をしております。その中の1校当たりの設計額ではなくて、工事費用が約1億円前後というところで表現しております。これにつきましては、先ほど議員がおっしゃいました、過去の議会で当時の部長が答弁している、その全校で6億とかというのがあるんですが、物価高騰で1.5倍ってなると、実際に今から実施設計をしていくと、かなりの費用がかかるということでございますので、今の段階で、将来令和11年度まで、もしこの計画どおり6小学校が工事ができたとして、幾らかかるかっていうのは、設計をしてみないと分からないのでお答えできないというところでございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 計画につきましては、4年計画で一応やっていくと9校の洋式化100%を達成する計画で実施をするということでもありますけれども、しかしながら、今の子どもたちは待ってくれないということから考えると、やはり、これはもっと前倒しでできないかということでもありますけれども、その辺は今のその財政状況から見ると、今まで空調化、これにつぎ込んできたこの部分を、やはりトイレの洋式化にやっていくというこの考えに立てないのかということでございますけれども、早急に計画を立て直しながら、やっていただきたいという思いではありますが、それはいかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 子どもたちの感染症リスク低減のためという観点からも、国の補助金や起債などの活用により、来年度から令和11年度まで、まずは6校の洋式化率100%の実現を目指してまいりたいと思います。

そのためにも、新たな補助メニューなどを把握するなど現計画よりも、少しでも早期に洋式化、乾式化できるように取り組んでまいりたいと思います。

なお、国土強靱化計画の中間計画の中でも、文部科学省のほうは令和12年度までに100%をとというような計画というのをインターネット上で確認させていただきましたので、本町もその計画に遅れるようなないように100%を目指してまいりたいと思います。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 確認ですけれども、2校ずつ整備をしていくと、こういう計画の中で、その1校当たり計画の中では、例えば中央小学校と幸田小学校、これは100%を終えて次の学校に移っていくと、こういう計画でよろしいか、それは確認であります。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 現在の実施計画では、いわゆる本校舎特別棟という意味で100%、乾式化も含めた洋式化率の工事を求めています。なので、その学校全体の、その他の武道館、体育館、プール等を含めた100%ではないことは少し申しさせていたいただきたいと思いますが、授業をやる教室等についての100%というふうに考えております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 体育館も武道場も、それから屋外プール、トイレこういうところの和式はあとでということであるならば、トイレの洋式化100%にはならないというふうになりますよね。

です、やはりこれは、1校ずつ整備するならば、全てやはり体育館も含めて、洋式化100%完了する、このスタンスに立たないといけないんじゃないでしょうか。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 実施計画が、そのようになっているということですが、今いただいた御意見につきましては予算等の兼ね合いがありますので、実施計画策定の中で検討してまいりたいと思います。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 国のほうも令和12年度までに洋式化100%とこういうことの方針を出しているならば、その前倒しで全ての学校関係でいえば、体育館や武道場トイレの洋式化全て100%と、こういうスタンスに立っていただきたいということをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次は、おくやコーナーの設置についてであります。

身近な人が亡くなったときの悲しみは大きく、死亡届の後、不慣れな中での様々な行政手続が必要であります。御遺族をサポートし寄り添うためにも、おくやみコーナーの設置について伺いたいと思います。そこで、年間の死亡件数についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 年間の死亡件数についてでございます。

本町の住民基本台帳に登録されていた方の死亡人数につきまして、直近の人数を申し上げます。

令和5年度で343人、令和6年度で419人です。令和7年度につきましては、10月末までの7か月間の数字でございますが、205人という状況でございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 次に、死亡後の行政手続の件数、そしてまた窓口となるのは何課にわたっていかなくてはならないのかお答えください。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 行政手続につきましては、故人の方がこういった方であるのか、年齢であるとか世帯構成こういったものによって必要となる手続は変わってまいります。

わたる課につきましては全部で6課、住民課、保険医療課、福祉課、こども課、税務課、水道課の6課でございます。合わせて最大で、正確な数字にはなりませんけど約20から25ぐらいが最大で、一般的には10から15種類ほどの手続が必要かと思われます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） かなりの数と、窓口を渡り歩かなければならないと、こういうのが死亡後の手続にかかるものであります。

この、おくやみコーナーの設置については、私は2回目の質問であります。

そのときは、ワンストップでできるよということで、わざわざおくやみコーナーを設けなくてもできるような仕組みになるよと、こういうような答弁でありました。しかしながら、先頃も亡くなった方が、身内が亡くなったときに何回も役場に手続に行かなくてはならないと、本当に大変だったと、せめて一、二回で済むとよいというふうに苦情が寄せられました。このことから考えると、役場のワンストップ窓口、これでは対応できないということが明らかになったわけであります。やはり、専用の窓口が必要ではないかというふうに感じました。

そこで、いろいろと調査をしたわけでありますけれども、今県内の多くの自治体が、おくやみコーナーというのを次々とつくられております。私が質問したときは、名古屋市が最初でありました。それ以後、今年度になってから次々と、このおくやみコーナーの設置が進められてきております。そして、その調査の中では30市町、愛知県下でおくやみコーナーを設置をされてきております。

こういうような状況の中で、幸田町で、おくやみコーナー設置できないか、このことについて考えを伺いたいと思います。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） まず、先ほど町民の方で役場に何度も行かなければいけないということだったということでございますけれども、その件につきましては、まず基本的に役場で行う手続、先ほど一般的には10から15という話をさせていただきましたけれども、平均で1時間程度で完了いたします。多い方でも、2時間程度で完了しておりますので、大体の方はその日で役場の手続については終わるかと考えておりますが、もしそちらの方が何回も来るようなことがあったということでしたら、もしかしたら何らかの特別な事情があった可能性もあるかなというふうに推察するところでございます。ただ、役場の手続以外、例えば遺産分割協議というのがあと、あると思うんですが個人的に、そのときに例えば金融機関から必要な書類があるので、これ役場で戸籍関係の書類をもらってきてくださいというのがありますと、またその場で、役場に行かなきゃいけない、こういうことがありますので、そういったこともあるのかなと思いますので、役場においては金融機関側で何が要るかというのはちょっとよく分かっていないところありますけれども、役場以外での手続も必要になることがありますよという

ことは、この役場での手続の中でお伝えすることはできるかなと思いますので、その辺については今後、検討してまいりたいと思います。

他の市町がやれているのに、幸田町ではという話でございます。

県内の自治体の数、今先ほど30という話をお聞きしました。私どもちょっと県内の数字は把握はしておりませんが、西三河におきましては、岡崎市を除く8市が実施していると認識しておるところでございます。このおくやみコーナーにつきましては、もちろん議員が御存じだと思いますけれども実際、国のほうのおくやみコーナー設置ガイドラインでも定められました、市町村が死亡後の手続を行うための専用の窓口を設けて、亡くなった方や遺族の状況に応じて、必要な手続を抽出し、申請書作成の補助、受付関係する課への案内等を行うワンストップを提供する場とされております。このおくやみコーナーの考え方としましては、まず1つカウンターに専用のおくやみコーナーを設けるというもの。それともう一つは、個室を設けて、そこをおくやみコーナーとするという考え方がございます。2つ目の個室の在り方につきましては、幸田町におきましては会議室や相談室等もございますけれども、そちらを利用するにしましても今現在、相談室の会議室もいっぱい状態でございます。さらにおくやみコーナーを設置するに当たりましては、住民基本台帳システム、そういったものが必要となってくるので、別室にそういったシステムを導入しなければいけない、さらにコピー機やプリンターなども置かなければいけないということですが、なかなか専用のおくやみコーナーを設置するのは難しいという状況でございます。

では、カウンターではどうかというところでございますけれども、現在、先ほど死亡の人数400人ぐらいと申しました。1日にしますと、約1組か2組が訪れるということでございますので、常時専用のカウンターを設けるというのは、そこを結構空き時間が増えてしまうということが起きますので、なかなかカウンターを開けておく余裕も現在ないものですから、今のところ常時おくやみ専用の窓口を設置するのは難しいという判断でございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） この、おくやみコーナー他市でやっているのは、予約制による相談等であります。そして、手続を済ませるといようなことでやっているわけでありましてけれども、幸田町の場合ですと、それぞれ回っていかなくちゃならない、そういう中で、いろんな固定資産の状況、それからいろんな財産の状況とか、その個人の個人情報、プライバシーに関わる部分が他の人たちにも分かってしまうということから考えると、やはり別室での手続、そして予約によってやっていくと、こういう方法がやはり一番ベストではないかなというふうに思うわけでありまして。幸田町では、このこうした1枚のチラシをいただいて、どういう手続があるのかということで渡されるわけでありましてけれども、他の他市で見ますと、このおくやみハンドブックというものを出版されているわけでありまして。この、おくやみハンドブックを見ますと、なかなか細かいことが書いてあって分かりやすいということで、やはりこうした手続は何回も行うわけでありませんので、自分が総合すると一生涯の中で1回か2回と、こういう状況ではないかというふうに思うわけでありまして。そうしたときに、やはり事細かに書いてあるこのおくやみハ

ンドブックがあると迷わずに済むという、それから手続の漏れもないということにもなります。ですので、やはりそうした先進地のものを見ながら住民に寄り添った手続方法、こういうのをサポートできる体制づくりも大事ではないかというふうに思います。このおくやみハンドブック、これを作成する考えがあるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） まずスペースの話からでございます。例えば、県内で初めて取り組まれたと言われておる西尾市でございます。こちらにつきましては、おくやみコーナーは1階の長寿課というところの横のカウンターで設置しておるということでございますけれども、先ほど個室のほうがプライベートの話こちらもごもっともでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、なかなか私どもの役場の庁舎ではスペースが確保できない、そのような中で例えばカウンターでの後ろのほうを囲いをせめてつけるとか、そういった形でのプライバシーの保護というものは、今現在もマイナンバーカードのところではやっておる状況でございます。

続いて、予約の関係のところもございました。

実際、予約サービスというのは非常に便利なところでございます。私自身も、岡崎年金事務所を利用したことがありますけれども、そちらでもネットで予約ができて大変便利だなと思っております。ただ、私ども今これでD Xのほう、住民課のほうも進めようとしておる中で、例えば今まで常時のコーナーは難しいという話をさせていただきました。例えば、では、予約時間のみ限定とすることができないかとか、そういったものについて、まだ検討の余地があると私は思っておりますので、今後D Xを導入する中で、ネット予約システムの構築等も考えていけるようでありましたら、例えばこの予約時間限定のコーナーっていうんですかね、そういったものも検討できるのではないかということ、これからの検討課題とさせていただきたいと思っております。

それから、おくやみハンドブックの件でございます。

実際、議員のおっしゃられるように、死亡関係の手続こういったものは、もうそうそうあるものではありませんので、また気持ち的にも非常にづらい中で進めていかなければならない、何か一体何をすればいいのかという状況であるということは、私も理解できるところでございます。現状におきましては、先ほど議員からも御紹介いただきました、死亡の届け時にお渡しいたします緑色の紙、「葬儀・火葬等受付及び手続き確認票」、これを受け取ってから、これから私は自分は何をすればいいんだろうっていうのを何が必要なのかというのを理解していただくわけでございますけれども、それ以前にできれば手続の流れなどは知っておいていただいたほうが、こちらとしましても事務を進める上で有効であると考えております。

議員の御紹介にありました先進自治体におきましては、必要な手続を1冊にまとめましたおくやみハンドブックこういったものを作成したり、自治体の公式ホームページ上で幾つかの質問に、自分に該当するものを答えていくことで個々のケースに必要な書類ですとか、どこの窓口だとか、手続の流れを確認できるおくやみなびというのを掲載している自治体もございます。実際本町の公式ホームページのおくやみページにつきましては、住民目線において、決して十分とは言えない状況であると認識しておるところで

ございます。他市の先進地、そういった状況を参考にいたしまして、今後、工夫・改善をしてまいりたいと考えます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 先ほどから説明を聞いておりますと、幸田町の場合ですと、スペースがない、個室が確保できないというような2つの事例が挙げられました。

そこで、幸田町庁舎内でスペースが取れない理由、これが1つには、インターネット環境が確保できないということで、できない理由が分かったわけでありますけれども、じゃあ、どうやったらできるんだろうかということでもた考えていただきながら、そして、おくやみコーナーの設置、幸田町でも実現を目指して工夫を凝らしてやっていただきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山千代子議員の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、明日12月4日木曜日、午前9時から再開します。

本日、一般質問された議員は、議会だよりの原稿を12月15日、月曜日までに担当の広報委員に提出をお願いします。

長時間、大変お疲れさまでした。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後 3時01分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する
令和 7 年 1 2 月 3 日

議 長

議 員

議 員